

1 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書（案）

2 目次

3	1. 本手引書の目的.....	2
4	2. DD プロセスとは	3
5	(1) DD 概念の変遷.....	3
6	(2) OECD ガイダンスの DD プロセス.....	5
7	(3) 環境マネジメントシステムへの DD プロセスの適用.....	9
8	3. DD プロセスの運用とその留意点.....	10
9	(1) 方針・経営システムへの組み込み	12
10	(2) 負の影響・リスクの発見・原因分析.....	15
11	(3) 負の影響の停止・防止および軽減.....	20
12	(4) 有効性評価.....	22
13	(5) 情報開示	23
14	4. バリューチェーンマネジメントへの DD プロセスの適用.....	25
15	(1) 子会社への適用.....	26
16	(2) 上流への適用	28
17	(3) 下流への適用	37
18	(4) 得意先から要請された DD プロセス適用.....	38
19	5. リスクマネジメントとの関連付け	40
20	6. 重要な環境課題への DD プロセス適用.....	43
21	(1) 課題別の留意点.....	43
22	(2) 開示事例	44
23	7. 参考.....	45
24	(1) デュー・ディリジェンス規制に関する各国の動向.....	45
25	(2) 参考となる関連資料、ツール.....	55
26	(3) 参考文献	56
27		
28		
29		

30 1. 本手引書の目的

31 ✓ OECD が策定した「OECD 多国籍企業行動指針」(以下「OECD 行動指針」という。)
32 の 2011 年改訂で、リスク管理の一環として、リスクに基づいたデュー・ディリジェン
33 ス(以下「DD」という。)を実施すべきという規定が盛り込まれる等、近年、企業に DD
34 の実施を求める動きが進んでいます。

35 ✓ この動きを受けて、DD に関する指針やガイダンス等が策定されていますが、同じく
36 DD プロセスを適用するとしても、例えば、強制労働や児童労働のような人権侵害を根
37 絶することが可能である人権の場合に対して、環境の場合、事業活動の環境負荷をゼロ
38 にすることを目的にできません。事業活動が環境資源を利用する限り、環境負荷を完全
39 になくすことは現実的でないからです。

40
41 ✓ そのために、人権 DD と環境 DD では実務的な運用形態がかなり異なりますが、人権
42 DD プロセスを環境 DD に応用する場合の解説書等はほとんど存在しておらず、何を
43 どうすれば現在運用中の環境マネジメントシステムを利用して環境 DD を実行できる
44 のか、よくわかっていないのが現状です。

45 ✓ また、環境 DD は大企業だけに発生する問題ではありません。中小企業の場合でも、
46 環境 DD を法令等で義務付けられる欧州企業のサプライチェーンに組み込まれていれ
47 ば、同じように対応しなければならず、得意先から環境 DD に関する情報提供を求め
48 られれば、環境 DD の実行や関連する情報開示が必要になります。

49 ✓ こうした事態に対して我が国企業が適切に応えられるように、本手引書では、DD の基
50 礎知識や環境 DD 実務上のポイント等を取りまとめて、解説することを試んでいます。
51 得意先からの調査対応だけでなく、今後我が国でも普及が求められる環境 DD につい
52 て、幅広い事業者が理解を深められるように、入門的な実務書を提供することを目的と
53 しています。

54 ✓ ただし、環境 DD にはまだ社会的に合意形成された手順が存在しておらず、業種によ
55 っても細部に違いが生じます。そのため、本手引書は環境 DD の系統的な手順書では
56 なく、環境 DD に関する理解を深める上での汎用的な啓発書として作成されています。

57 ✓ 事業者がそれぞれの業種、事業規模、サプライチェーンの特性等をよく勘案して、実態
58 に合った環境 DD の開発に取り組むための第一歩として本手引きを利用されることが
59 望まれます。

61 2. DD プロセスとは

62 (1) DD 概念の変遷

63 ✓ DD は日本の社会であまりなじみのない用語ですが、西洋社会には深く根付いた考え方
64 であり、現在では法律用語やビジネス用語としても幅広く使われています。

65 ✓ 法律用語としては「デュー・ディリジェンスの抗弁 (due diligence defense)」がよく知
66 られています。これは米国 1933 年証券法に見られる考え方で、証券公募に際して証券
67 取引委員会 (SEC) へ提出すべき登録届出書に重要な事実の不実記載や脱漏があった場
68 合、その証券を取得した人が証券発行者や関係者¹に損害賠償請求できる²ことを認めた
69 上で、被告となる関係者は、1)合理的調査 (reasonable investigation) を行い、2)登録
70 届出書に重要な事実の不実記載や脱漏がないことを信じる合理的理由 (reasonable
71 ground) があり、かつ 3)実際にそう信じたことを証明できれば、免責になる³というも
72 のです。必要な注意義務を果たしていれば無過失責任⁴を問われないという規定で、そ
73 のために証明しなくてはならない事項が DD における注意義務の基準になります。

74 ✓ ちなみに、何が合理的調査や合理的根拠に該当するのかを決定する際の「合理性
75 (reasonableness)」の基準については、「慎重な人が自らの財産をマネジメントする場
76 合に求められる合理性」であると定めています⁵。その水準は、社会の情勢、企業の事
77 業活動における過去の経緯や歴史などによって常に変化しています。

78 ✓ このように、DD とは、「道理をわきまえた人が、ある立場において、その立場にふさ
79 わしい水準と内容で行うべき心配り」を示す用語であり、その立場に応じて払うべき
80 「相当の注意 (reasonable care)」を意味しています。

81 ✓ これは、「人が、特定の状況下で、道理に従えば当然なすべきことを期待される判断、
82 注意、慎重さ、用心深さ」の行為基準であって、分別のある人間に期待される範囲と程
83 度の注意義務を表しています。

84 ✓ また、ビジネス社会においては、たとえば企業の合併・買収 (M&A) や不動産取引な

¹ 発行会社の取締役等、登録届出書を作成・証明した会計士等、証券の引受人。

² 米国 1933 年証券法第 11 条(a)。

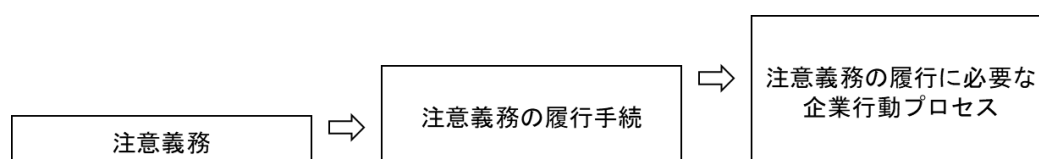
³ 米国 1933 年証券法第 11 条(b)。

⁴ 法律上、故意または過失を要件とせずに発生する損害賠償責任 (広辞苑 第六版)。

⁵ 米国 1933 年証券法第 11 条(c)。

- 85 ど特定の取引行動を実施する前に、その取引に付帯するリスク等を評価する調査活動
 86 に対して DD の用語をあてており、その場合、DD の意味は本来の相当の注意の概念
 87 から注意義務を果たすために行う調査活動（注意義務の履行手続）へと変化していること
 88 がわかります。
- 89 ✓ 現代では、ほとんどのケースで、こうした注意義務の履行手続を DD と呼んでおり、
 90 とりわけ DD に関する国際的なガイダンス文書等では、注意義務を履行するために実
 91 施する企業行動プロセス」を意味する用語として使われるようになっていきます。
- 92 ✓ たとえば、多国籍企業が自主的に責任ある企業行動を行うように勧告した OECD 行動
 93 指針では、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金
 94 品の強要の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税等の幅広い分野における責任
 95 ある企業行動についてとりまとめており、その一般方針の中では、企業行動の悪影響・
 96 リスクを特定、防止、緩和するために DD の実施を求めています。DD は「プロセス
 97 である」と述べています⁶。
- 98 ✓ また、OECD 行動指針の実務的な支援ツールとして策定された、「責任ある企業行動の
 99 ための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」（以下「OECD ガイダンス」と
 100 いう。）では、DD を「自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関
 101 係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、
 102 これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施
 103 すべきプロセスである」と定義づけています。

図表 デュー・ディリジェンス概念の変遷



104

105

⁶ OECD(2011), OECD Guidelines for Multinational Enterprises 2011 Edition, p.23, 『OECD 多国籍企業行動指針 世界における責任ある企業行動のための勧告 2011 年（日本語版仮訳版）』16 頁。

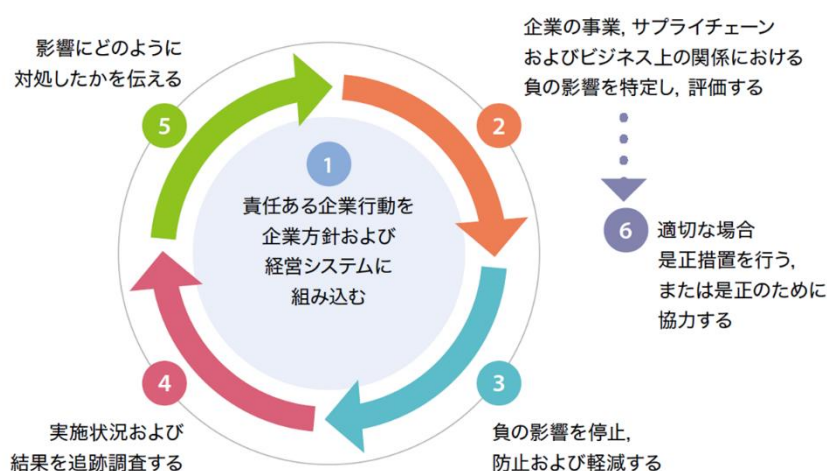
106 (2) OECD ガイダンスの DD プロセス

- 107 ✓ OECD ガイダンスは、OECD 行動指針に準拠した経営を目指す企業が、DD を実施す
108 る際に参考となるガイダンス文書として策定されました。
- 109 ✓ その特徴は高い汎用性にあり、OECD 行動指針の実務的な支援ツールとして作成され
110 ていることから、人権や環境だけでなく、幅広い課題（以下、「ESG 課題」⁷という。）の
111 DD プロセス構築に役立てることが出来ます。
- 112 ✓ OECD ガイダンスは世界で広く利用されており、日本の企業が現在運用中の環境マネ
113 ジメントシステムに DD プロセスを組み込んで、より責任ある企業行動体制を構築し
114 ようとすれば、理解しておくべき内容が書かれています。
- 115 ✓ OECD ガイダンスの DD プロセスは5つの手順から構成されています。それらは、①
116 責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む、②企業の事業、製品また
117 はサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する、③負の影響
118 を停止、防止するおよび軽減する、④実施状況および結果を追跡調査する、⑤影響にど
119 のように対処したかを伝える、の5つです（図表？参照）。
- 120 ✓ また、OECD ガイダンスでは、5つの手順以外に、6番目として「適切な場合是正措置
121 を行うまたは是正のために協力する」プロセスを付け加えています。これは、自社の事
122 業活動が負の影響・リスクの原因であることを発見した場合に、その原状回復等の是正
123 措置を行うためのプロセスです。
- 124 ✓ OECD ガイダンスでは、6番目の「適切な場合是正措置を行うまたは是正のために協
125 力する」を DD プロセスの構成要素から除外しています⁸が、実際に重大な負の影響・
126 リスクが発生すれば、是正措置はきわめて重大な企業責任になることから、その重要性
127 には十分に留意する必要があります。

⁷ OECD(2011) 『OECD 多国籍企業行動指針 世界における責任ある企業行動のための勧告 2011年（日本語版仮訳版）』および OECD(2018) 『責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス』では、「責任ある企業行動(RBC, Responsible Business Conduct)」

⁸ OECD(2018)、『責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス』 Q48、88 頁。

図表 OECDガイダンスのDDプロセス



出所：OECD(2011)、『責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス』21頁、図1。

128

129 ✓ OECD ガイダンスの DD プロセスの 6 つの要素の概要は以下の通りです。

130 ① 責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む

- 131
- 責任ある企業行動に関するコミットメントおよび DD の実施計画を組み込んだ企業方針を立案、採択、周知する
- 132
- その方針を経営システムに組み込んだ上で、通常の事業プロセスの一部として実施されるようにする
- 133
- 方針の主要な要素をサプライヤーおよびその他のビジネス上の関係先とのエンゲージメントに組み込む
- 134
- 135
- 136

137 ② 企業の事業、製品またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する

- 138
- スコーピングを広範囲に実施し、責任ある企業行動に関する重大なリスク領域を特定する
- 139
- 重大なリスク領域を出発点とし、実際のおよび潜在的な負の影響について、優先度の高い事業、サプライヤーおよびその他のビジネス上の関係先に関する評価を実施する
- 140
- 141
- 142
- 143

- 144 • 特定された実際のおよび潜在的な負の影響への企業の関わりについて評価す
145 る。すなわち、企業が負の影響に対し「その原因となったか」「助長したか」
146 「ビジネス上の関係により結びついているか」を評価する
- 147 • 優先的に措置を講じるべき最も重大なリスクおよび影響を、重大性および可
148 能性に基づいて決定する。すべてに直ちに対処できない場合、優先順位付けを
149 行う
- 150 ③ 負の影響を停止、防止するおよび軽減する
- 151 • ②の評価に基づき、負の影響の原因や助長となった活動を停止する。また負の
152 影響の防止および軽減の計画を策定・実施する
- 153 • ②の評価に基づき、ビジネス上の関係における負の影響の防止および軽減を
154 図るための計画を策定し、実施する
- 155 ④ 実施状況および結果を追跡調査する
- 156 • 負の影響の特定、防止、軽減および適切な場合は是正支援措置の実施状況およ
157 び有効性を、ビジネス上の関係先も含め追跡調査し、結果を DD プロセスの
158 改善に利用する
- 159 ⑤ 影響にどのように対処したかを伝える
- 160 • 方針、プロセスおよび活動、活動の結果や成果について公開する
- 161 ⑥ 適切な場合は是正措置を行う、または是正のために協力する
- 162 • 企業が実際に負の影響の原因となったり助長したりしたことが判明した場合
163 は、是正措置または是正への協力により対処する
- 164 • 適切な場合、企業に苦情を申し立てて対処を求める仕組みを提供するか、仕組
165 みに協力する
- 166

- 167 ✓ OECD ガイダンスでは、DD プロセスの重要な特徴として、「予防手段であること」、
168 「リスクアプローチを採用すること」、「ステークホルダーエンゲージを活用すること」
169 があげられています⁹。
- 170 ✓ 中でももっとも重視すべき特徴が、DD は「予防手段である¹⁰」ことです。自社の事業
171 活動が重大な負の影響・リスクの発生原因になったり、それらを助長したり、サプライ
172 チェーンで負の影響・リスクの発生に関与するような製品・サービスを提供することが
173 ないように、事業活動を精査して必要な注意義務を払うことが DD の最大の目的です。
- 174 ✓ また、DD がリスクアプローチを採用する点も重要な特徴です。これは、負の影響・リ
175 スクの想定される発生確率や深刻度に応じて、DD の実施規模を流動的に拡大または限
176 定するという考え方です。たとえば、負の影響・リスクの発生確率や深刻度が高い ESG
177 課題の場合には、バリューチェーン全体を大規模に探索し、それらのリスクが低い場合
178 には探索範囲を限定して DD プロセスを効率的に運用します。また、想定される負の
179 影響・リスクの種類や性質を考慮して、作業内容を適切に調整することも大事な留意点
180 です。
- 181 ✓ DD プロセスの運用には情報収集が不可欠ですが、そのためには情報収集ルートを確認
182 しておかなければなりません。とくに重要なのはステークホルダー・エンゲージメント
183 の活用です。ほとんどの ESG 課題でステークホルダーは決定的な情報源になることが
184 あり、ステークホルダー・エンゲージメントが欠かせません。

185

⁹ OECD(2018)、『責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス』16-19 頁。

¹⁰ OECD(2018)、『責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス』16 頁。

186 (3) 環境マネジメントシステムへの DD プロセスの適用

- 187 ✓ 多くの企業では、現在、重要な ESG 課題に対処するための取り組みが実践されており、
188 その中に環境マネジメントも一元的に組み込まれているのが一般的です。
- 189 ✓ しかし、そうした企業がサプライチェーンを通じて生態系に不可逆的な損傷を与えて
190 いる場合など、ビジネスモデルの転換を余儀なくされることがあります。これは必ずし
191 も例外的な出来事ではなく、長期的には避けられないシナリオであると考えられます。
192 その場合、現在稼働中の環境マネジメントシステム（持続性マネジメントの一環として
193 実施されている場合を含む）は DD として再構築する必要性が生じます。
- 194 ✓ なぜなら持続可能な社会への移行過程では不可逆的な ESG 課題への負の影響・リスク
195 を回避するように強く求められるからです。それが持続可能な社会に適合するビジネ
196 スモデルのあり方であり、企業がこれからも社会的な正統性を認められて維持・存続・
197 発展するために選択すべき方途です。
- 198 ✓ 環境マネジメントと DD プロセスは、いずれも事業活動の ESG 課題に対する影響をコ
199 ントロールする手段である点で共通性がありますが、DD プロセスが影響の発生回避を
200 主目的とする点で目的の達成度管理はより厳格になります。そのために、環境マネジメ
201 ントに DD プロセスを導入しようとするれば、いくつかの重要なポイントで大幅なシス
202 テム改修が必要になります。
- 203 ✓ この場合、ガバナンス体制の整備や有効性評価スキームの構築といった体制面に関係
204 する改修だけでなく、リスク発見・評価の徹底のような運用面の強化も不可欠な改修ポ
205 イントになり、それらの成否が DD プロセスの有効性を著しく左右します。また、環
206 境課題のように、負の影響・リスクの発生原因となる事業活動を完全に除去できない
207 ESG 課題は、発生原因となった事業活動の「停止・防止」にどう対応するかも考えて
208 おかなければなりません。
- 209 ✓ OECD ガイダンスの DD プロセスの基本的構造に沿って、DD の考え方、運用や環境
210 マネジメントに DD プロセスを導入するにあたっての留意点を解説する、本手引書の
211 次章以降では、OECD ガイダンスの 5 つの手順を、図表 XX のように言い換えて説明
212 します。

213

図表 DDのプロセスのタイトル

	OECDガイダンス	本手引書
1	責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む	方針・経営システムへの組み込み
2	企業の事業、製品またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する	負の影響・リスクの発見・原因分析
3	負の影響を停止する、防止するおよび軽減する	負の影響の停止・防止および軽減
4	実施状況および結果を追跡調査する	有効性評価
5	影響にどのように対処したかを伝える	情報開示

215 3. DD プロセスの運用とその留意点

216 ✓ DD プロセスに関して読者が理解を深められるように、OECD ガイダンスの DD プロ
217 セスの枠組みを参考に、DD プロセスの考え方や運用における留意点などを説明しま
218 す。

219 ✓ DD プロセスは、事業活動に関連する負の影響・リスクの発生を回避するために実施さ
220 れる「日常的・継続的な活動」であり、単発的なリスクへの対処を目的とした臨時的・
221 随時的な活動ではありません。

222 ✓ ガバナンス主体である取締役会の責任と監督の下で、この活動を支える所管部門が日
223 常的にリスク評価を行い、発生原因を除去し、DD プロセスに必要な改善が施しながら、
224 継続的に運用する業務体系になっています。

225 ✓ その中で、「負の影響・リスクの発見・原因分析」「負の影響の停止・防止および軽減」
226 「有効性評価」「情報開示」の4つの手順が日常的・継続的に反復実施される DD プロ
227 セスであり、基本的な仕組みを構成しています。

228 ✓ 基本的な4つの手順の基盤として、「方針・経営システムの組み込み」が必要です。こ
229 の基盤がなければ、日常的・継続的な DD プロセスは業務の方向性を堅持することが
230 困難になり、組織活動としての正統性を喪失して、運用結果に負の影響を与えます。

231 ✓ また、有効性評価の評価結果を受けて、日常的・継続的な DD プロセスのループが更
232 新されると同時に、経営プロセスにも必要な修正が加えられなければなりません。

233 ✓ なお、手順ごとに、a.運用、b.運用における留意点 に分けて説明していきますが、環
234 境 DD に特徴的な内容がある場合は、b.運用における留意点で説明を加えます。

235

236 (1) 方針・経営システムへの組み込み

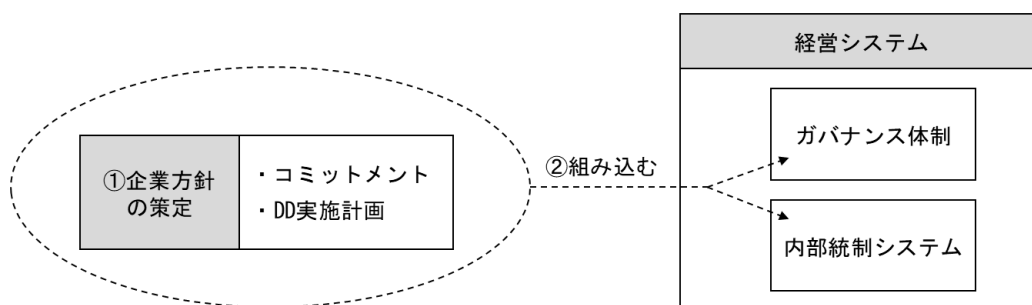
237 a. 運用

238 ✓ ESG 課題への取組に関する企業方針を策定し、それを経営システムに組み込みます。

239 ✓ ESG 課題への取組に関する企業方針には、1)) OECD 多国籍企業行動指針への準拠を
240 表明するコミットメント（誓約や宣言）、2) 自社グループの事業活動だけでなく、バリ
241 ュチェーン全体を対象とする DD 実施計画の 2 つを含める必要があります。

242

図表 方針・経営システムへの組み込みプロセス



243

244 ✓ また、「経営システムに組み込む」というのは、ESG 課題への取組が全社的な経営行動
245 と一体的に進められる体制作りを意味しています。ESG 課題への取組に関する企業方
246 針を事業戦略に組み込み、中長期的にはビジネスモデルの転換や修正を経て、最終的に
247 持続可能な社会に適応できるような経営システムを確立する、という意味での体制作
248 りです。

249 ✓ 経営システムにはガバナンス体制と内部統制システムが含まれます。ガバナンス体制
250 は取締役会による会社経営の監督メカニズムであり、内部統制システムは経営者が会
251 社全体の動きを組織的に統制する仕組みです。これらの体制整備によって、全社的でバ
252 リューチェーン全体を対象とした DD プロセスの運用が可能になります。

253 ✓ ガバナンス体制と内部統制システムは一体的に連動していなければ経営システムの機
254 能性が損なわれてしまいます。取締役会は ESG 課題への取組に関する企業方針を自ら
255 の業務に組み込んで経営者を監督し、経営者は持続可能な社会に適合するように会社
256 組織を動かして事業活動を進めることが肝要です。こうした経営システムを確立して

257 いることがDDプロセスを実施する上での大前提になっているのです。

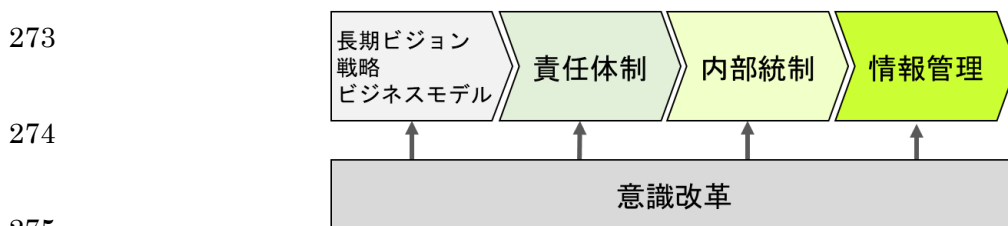
258 ✓ DDプロセスの有効性評価によって経営システムに欠陥や不備が発見された場合には、
259 適宜、DD実施計画を見直して、ガバナンス体制や内部統制システムに生じている問題
260 点を是正します。

261 b. 運用における留意点

262 ✓ DDプロセス運用の基盤として「経営システムへの組み込み」が求められていますが、
263 とりわけ綿密に整備しておかなければならないのはガバナンス体制です。会社を持続
264 可能な社会に適応させる長期的な移行過程において、ビジネスモデルを転換しながら
265 一貫した経営姿勢で企業成長を続けるためには、適切なガバナンスの存在が前提であ
266 り、もっとも重要な課題のひとつとして、そのガバナンス主体である取締役会の役割が
267 挙げられます。

268 ✓ 現在のガバナンス体制が持続可能な社会への移行に十分な能力を備えていないのであ
269 れば、その改善がDDプロセス導入の最初のステップになります。改善の視点として、
270 ①意識改革 ②長期ビジョン・戦略・ビジネスモデル ③責任体制 ④内部統制 ⑤情
271 報管理 があります。

272 図表 ガバナンス体制の整備



276

277 ① 意識改革

278 ✓ 持続可能な社会への適応を目指すために、企業は経営と ESG 課題への対応を統合
279 してとらえることが求められます。持続可能な社会での成長を望むのであれば、こ
280 のような考え方が経営理念として会社組織全体に浸透していなければなりません。
281 そのためには、まずガバナンス主体が理解・実践することが求められます。

282 ✓ そのためには、取締役会メンバーが、1) 持続可能な社会のあり方、2) 持続可能な
283 社会への移行過程で起きる社会システムの大変革が企業経営に及ぼす影響、3) 企
284 業経営を取り巻く環境変化への適応が長期的に企業の維持・存続・発展につながる
285 こと、を十分に理解していなければなりません。

286 ✓ DD プロセスを導入する場合においても、十分な理解がなければ、取締役会の意識
287 改革から始めることとなります。

288 ✓ さらに、役員にとどまらず、関係する部門の管理職や従業員の「意識改革」も、DD
289 プロセスの導入の不可欠な要素です。

290 ② 長期ビジョン・戦略・ビジネスモデル

291 ✓ 持続可能な社会への適応を目指す時に、組織全体がその到達点をイメージできる
292 長期ビジョンの策定が有効な手段になります。

293 ✓ また、長期ビジョンを事業戦略に組み込み、中期経営計画と連動させることで、実
294 効性を担保します。

295 ✓ DD プロセスの手順「原因の除去・軽減」では、負の影響・リスクの発生確率や
296 深刻度が高くなればビジネスモデルの転換が必要になってきます。持続可能な社
297 会への適応を目指す時には、まず、自社のビジネスモデルに付帯する潜在的なリ
298 スクを明確にして、取締役会全体で理解を共有することが必要です。

299 ③ 責任体制

300 ✓ 取締役会の本来の職能である経営組織の監督機能が正常であることが、DD プロセ
301 ス運用におけるガバナンスの機能としても必要です。

302 ✓ その上で、取締役会に DD に関する最高責任者または所管委員会等を配置し、経営執行組織（経営委員会等）による DD プロセス運用を監督します。

304 ④ 内部統制

305 ✓ DD プロセスを円滑に運用するためには強力な内部統制システムが必要です。

306 ✓ とくに、取締役会が主導する全社的リスクマネジメントと経営組織のリスクマネジメントは緊密に連携している必要性があり、ガバナンス主体から経営組織の末端まで同じ価値観でリスクマネジメントに関与する体制作りが求められます。

309 ⑤ 情報管理

310 ✓ 情報は DD プロセスの運用を支える重要な管理手段です。すべての重要な情報が雑音に歪められることなく、ガバナンス主体となる取締役会へタイムリーに流れてくるように、社内の情報ルートを整備します。

313

314 (2) 負の影響・リスクの発見・原因分析¹¹

315 a. 運用

316 ✓ 事業活動が ESG 課題に及ぼす負の影響・リスクを発見し、その原因を分析・究明します。さらに、それらの中から取組対象とすべき重大な負の影響・リスクを優先順位付けによって選別します。

319 ✓ この場合、負の影響とは「事業活動が ESG 課題に及ぼすマイナスの影響」のことで、DD の対象が環境マネジメントの場合は「環境負荷」になり、人権マネジメントの場合であれば「人権侵害」になります。

322 ✓ 負の影響とリスクの違いは、負の影響が「実際に発生した影響」であるのに対して、リスクは「将来発生する可能性のある影響」を指しています。また、負の影響・リスクには「発見済みのもの」と「未発見のもの」があり、それらすべてがこのプロセスにお

¹¹ OECD ガイダンスでは「評価 (assess)」の用語をあてています。

325 る探索対象となります。

図表 発見・原因分析プロセスの実施手順



326

327 ✓ 探索の最初のステップとして、1) 負の影響・リスクの存在可能性が高そうな事業領域
328 を選別し（①探索範囲の決定）、次いで、2) そのバリューチェーン全体で負の影響・リ
329 スクを探索し、発見します（②探索活動の実施）。さらに、3) 負の影響・リスクの発生
330 原因を調査して、事業活動が負の影響・リスクの発生とどのような因果関係にあるのか
331 を分析します（③発生原因の分析）。その後、4) 対処すべき重要な負の影響・リスクを
332 決定します（④取組対象の決定）。

333 ✓ 対処すべき負の影響・リスクが多いために同時に解決できない場合は、それらを発生確
334 率と深刻度に応じて優先順位付けを行い、優先順位の高いものから対処します。

335 ✓ OECD ガイダンスでは、事業活動と負の影響・リスクとの因果関係（負の影響・リス
336 クの発生原因）を、1) 直接的影響、2) 助長、3) 間接的影響の3タイプに分類してい
337 ます。

338 ✓ 直接的影響とは、自社の事業活動そのものが負の影響・リスクを発生させているケース
339 です。自社工場から有害廃棄物等を排出することで大きな環境負荷を生じさせている
340 ような場合がこれに該当します。

341 ✓ 助長は、意図的でないとしても自社の事業活動が結果的に他企業による負の影響・リス
342 クの発生を促しているケースを言います。ISO26000 では「加担(complicity)」という用
343 語を用いています。たとえば、環境リスクが高い国のサプライヤーから原材料等を仕入
344 れることが、そのサプライヤーが現地で引き起こす重大な環境破壊を黙認し、さらに悪
345 化させるような場合です。間接的影響は、大きな負の影響・リスクの発生を伴って製造
346 された他社製品を仕入れ、それを原材料として自社製品を製造するようなケースです。
347 環境負荷の重いサプライチェーンに依存する事業活動がこうしたケースに該当します。

348 b. 運用における留意点

- 349 ✓ 発見されない負の影響やリスクはマネジメントの対象にならないため、問題が解決さ
350 れません。その意味で、DD プロセスの実効性を決める核心的な手順が負の影響・リス
351 クの発見です。
- 352 ✓ しかし、PDCA サイクルの初期段階だけで重要な環境側面の評価を行っている場合な
353 ど、環境マネジメントの現場でリスク発見の手順を適切な範囲・頻度で系統的に行わな
354 いと、リスクマネジメントの視点がぼやけてしまい、手順が形式的になってしまう危険
355 性があります。
- 356 ✓ 社内のリスクマネジメントの仕組みとの連携を強化して、定期的なリスク発見の実行
357 が環境マネジメントに十分反映されるように、必要なシステム改修を施すことが求め
358 られます。環境マネジメントに DD プロセスを組み込むためには、徹底したリスク発
359 見のプロセスが不可欠な要因なのです。
- 360 ✓ リスクの発見のあり方は、ビジネスモデルに付帯するリスクの発生確率や深刻度によ
361 って異なるので、DD プロセスを実施しようとする会社が独自に仕組みを工夫すべき事
362 柄です。
- 363 ✓ 高い精度で系統的・網羅的なリスクを発見するためには、以下のようなポイントがあり
364 ます。
- 365 ① ビジネスモデルの把握
- 366 ✓ ビジネスモデルとは、事業者が、どのような事業により、どのように競争力を得て、
367 長期間にわたり利益を稼得・保持しているかを表現するものであり、主要な製品・
368 サービス、事業環境、販売市場の動向、バリューチェーンにおける事業者の位置付
369 け・役割、顧客、販売方法等で説明されることが一般的です¹²。
- 370 ✓ 事業活動による負の影響・リスクはビジネスモデルと深く関係していることが多
371 く、リスク評価にあたっては、まず自社のビジネスモデルを把握することが大事で
372 す。ただし、ほとんどの企業では事業領域が多岐にわたっており、企業全体のビジ
373 ネスモデルを把握するのは非常に複雑な作業になります。
- 374 ✓ しかし、DD はリスクベースのプロセスなので、ビジネスモデル固有のリスクを理

¹² 環境省(2018)、『環境報告ガイドライン 2018 年版』13 頁。

375 解しなければ、適切なリスク評価ができません。事業領域が多岐にわたる複雑な場
376 合には、まずは、主たる事業領域や主力製品・サービスについてのビジネスモデル
377 から把握し、業種、事業所の立地、サプライチェーン等のビジネスモデルに関係す
378 る諸要因を整理して、固有リスクの把握・理解に努めます。その際に、ビジネスモ
379 デルを図などで視覚的に表現¹³しておくことで理解を促進するのに役立ちます。

380 ② バリューチェーンの把握

381 ✓ 負の影響やリスクの探索範囲は自社グループを含めてバリューチェーン全体です。
382 バリューチェーンは一般的に、事業者の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流
383 等を含む川上での活動と、得意先における販売・サービスや最終消費者による使
384 用・消費といった川下での活動から構成されます。各社の事業活動により、直接の
385 調達先とその先の2次、3次サプライヤー等（川上）や直接の顧客とその先の間接
386 的な顧客、最終消費者等（川下）で、負の影響やリスクが発見される可能性があり
387 ます。

388 ✓ DD プロセスはバリューチェーン規模で実施されるものなので、あきらかに負の
389 影響・リスクの発生場所が限定されている場合を除いて、必ずバリューチェーン全
390 体を探索します。

391 ✓ バリューチェーンマップ¹⁴を作成することで、ビジネスモデル固有の負の影響・リ
392 スクの発生場所を推定することが容易になります。複数の事業領域や製品・サービ
393 スがある場合、主たる事業領域や主力製品・サービスのバリューチェーンマップを
394 少なくとも1つは作成するところから始め、自社のバリューチェーンの特性を少
395 ずつ理解することがDDプロセス導入の第一歩です。

396 ✓ 中小企業でも、バリューチェーンのうち上流（＝サプライチェーン）はグローバル
397 に展開することが多く、潜在的なリスクの大きさは大企業と大差がない場合もあ
398 ります。コストや技術的な制約があっても、マスコミ報道やNGOの調査報告等、
399 広く入手可能な情報を活用し、よりリスクの発生可能性が低い調達ルートを選定
400 できる可能性があります。

¹³ ビジネスモデルの描写方法については、『環境報告のための解説書～環境報告ガイドラ
イン 2018 年版対応～』およびその詳細解説を参照のこと。

¹⁴ バリューチェーンマップについては前掲書を参照のこと。

- 401 ③ ステークホルダー・エンゲージメント
- 402 ✓ バリューチェーンのリスク評価で有効な手段はステークホルダー・エンゲージメント¹⁵です。ステークホルダー・エンゲージメントによって、企業単独で実施する
403 情報収集と比較して、リスクの発生場所により近い的確な情報が得られ、負の影響・リスクの存在を複眼的に可視化することが可能になります。
- 404
- 405
- 406 ✓ ステークホルダー・エンゲージメントは、単にダイアログだけに留まらず、お客様
407 相談室での対応から会社ウェブサイトに対するアクセス実績まで、様々な形態で
408 実施可能であり、それぞれが貴重な情報源になっています。
- 409 ✓ 入手する情報にバイアスがかからないように、個々のステークホルダーグループ
410 に対して可能な限り複数のエンゲージメント方法（ルート）を確保し、得られた情報
411 を一元的に集積して分析することが効率的です。
- 412 ④ CSR 調達
- 413 ✓ CSR 調達（グリーン調達を含む）もリスク評価に必要な情報の入手ルートとして
414 有用です。
- 415 ✓ CSR 調達方針をサプライヤーに対して周知徹底する際には、DD プロセスの導入
416 についても伝達し、当該サプライヤーとそれより上流のサプライチェーンに関する
417 リスク評価情報の提供を依頼します。
- 418 ✓ CSR 調達の実施状況に関する調査票等を工夫するのも 1 つの手段です。ただし、
419 調査票が DD プロセスの評価に活用可能な具体的な内容でない場合、また回答受
420 領のみの場合は回答内容と実態に乖離がある可能性など、DD プロセスとして十
421 分な情報とならないことがあり、注意が必要です。
- 422 ✓ CSR 調達の対象となる重要なサプライヤーから CSR レポート等の報告媒体を
423 入手することで取組や情報開示の促進につながります。

¹⁵ ステークホルダー・エンゲージメントについては、『環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン 2018 年版対応～』およびその詳細解説を参照のこと。

424

425 (3) 負の影響の停止・防止および軽減

426 a. 運用

427 ✓ 停止とは「負の影響の発生原因となったり助長したりしている活動を直ちに止めること」で、防止は「負の影響が将来にわたって発生しないように対策すること」を意味しています¹⁶。軽減は負の影響が発生した場合に、その影響をなるべく小さくする行為です。DDの最終目標は負の影響・リスクの発生回避です。

431 ✓ 防止・軽減については、対処計画を策定して、これを実施します。この対処計画にはサプライチェーンで発生する間接的影響も含めます。ただし、自社の努力だけではサプライチェーンにおける負の影響・リスクの発生を回避できない場合には、発生場所であるサプライヤーに影響力を行使して、その防止・軽減対策が促進されるように協力を促します。

436 b. 運用における留意点

437 ✓ 環境マネジメントにDDプロセスを組み込むにあたって、人権DDのように、原因となった活動を停止・防止し、負の影響・リスクを根絶することが現実的でない場合があります。生産活動自体が環境負荷の発生原因であり、通常はその影響を完全にゼロにすることが困難だからです。

441 ✓ このような場合、重大な環境負荷の影響を「軽減する」方法が残されていますが、DDの最終目標が防止であるということから、軽減で満足するのではなく、できる限り発生原因の停止・防止に努めることが大事です。

444 ✓ その観点から環境マネジメントシステム改修のポイントは次のようになります。

445 ① 目標の妥当性

446 ✓ 完全に負の影響・リスクが排除できなくても、社会的に許容される水準で軽減に努

¹⁶ OECD(2018)、『責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス』29頁 3.1、74頁 Q32。

- 447 めることは可能です。その際に課題となるのが、設定する目標の妥当性です。
- 448 ✓ どの程度の水準で目標を設定すべきなのかは、環境課題に関わるリスクの発生確
449 率と深刻度に応じて変わります。水ストレスの高い地域に立地する事業所の水消
450 費量削減目標は、水資源の豊富な地域のそれよりも著しく高くなるのが普通です。
451 また、気候変動のようにグローバルベースで大規模な対策が急務である環境課題
452 では、どの事業者も長期的にゼロエミッションが求められることとなります。
- 453 ✓ 目標を設定するのは企業ですが、その妥当性を判断するのはステークホルダーで
454 す。妥当な目標を設定するためには、「誰が見てもその目標なら許容できる」と思
455 われるような水準で目標設定する必要があります。また、「誰が見ても」の水準は、
456 社会的課題・要請の変化に伴い変わる可能性があるため、適宜見直しが必要です。
- 457 ① 目標・実績管理の可視化
- 458 ✓ 目標が妥当であったとしても実績が伴わなければ意味がありません。目標 (targets)
459 は着実に達成することが求められます。目標と実績による達成度管理は DD プロ
460 セスにおいても重要な作業です。
- 461 ✓ 事前に設定目標を開示しない実務が散見されますが、これでは目標・実績管理が機
462 能しなくなるので、事前に目標を開示して、その達成をコミットし、一定期間が経
463 過した後に実績と比較して、達成度や進捗度を示すことが重要です。
- 464 ✓ こうした可視化によって、ステークホルダーは目標自体と目標・実績管理の妥当性
465 を評価し、停止行動や防止計画の是非を判断することが可能になります。
- 466 ③ ロードマップによる管理
- 467 ✓ 目標には短期的に達成可能なものと中・長期であれば達成可能なものがあります。
468 後者については、時間をかけても負の影響・リスクの完全除去が可能であるならば、
469 目標達成に向けて作業用ロードマップを作成し、そこに単年度の達成目標を加え
470 て、達成実績を積み上げながら最終目標を目指します。
- 471 ✓ ロードマップの作成効果は最終的な到達点を提示できることで、その活動が負の
472 影響・リスクの「軽減」ではなく、計画的な「停止・防止」であることを示せます。

473 (4) 有効性評価

474 a. 運用

475 ✓ DD プロセスの実施によって、期待した結果が得られたかどうかを負の影響・リスクの
476 発生場所にまで遡って確認することを意味しています。DD プロセスの有効性を評価し
477 ます。

478 ✓ サプライチェーンで発生する負の影響・リスクについての有効性評価は、発生都度に
479 追跡調査を余儀なくされて、時間やコストを犠牲にしないですむように、サプライチェ
480 ーンの有効性評価は定期的な評価の仕組み（有効性評価システム）を常設しておくこと
481 が望まれます。

482 ✓ 有効性評価で得られた結果は、必要に応じて、これまでの各プロセスにフィードバック
483 し、それらのプロセス改善に役立てます。

484 b. 運用における留意点

485 ✓ DD では、高い水準での有効性評価が求められます。それは、DD の最終目標が負の影響
486 ・リスクの発生原因となる事業活動の停止・防止にあるからです。

487 ✓ とりわけ、サプライチェーンでの人権侵害リスクや生態系の損傷リスクに対しては、社
488 会的に根本的な解決を求められることが多く、持続可能な社会への移行でその傾向は
489 ますます強くなると考えられます。そうしたケースでの有効性評価はより厳格に行う
490 ことが期待されているのです。

491 ✓ 有効性評価の基本は自己評価ではなく追跡調査です。とくにサプライチェーンで発生
492 する負の影響・リスクの場合は追跡調査が有効であり、その手法としては、質問票やア
493 ンケートから、サプライヤーに対する監査、第三者保証、ステークホルダー・エンゲ
494 ジメント、苦情処理システムの設置等まで、現場での取組成果を確認するために様々な
495 手法が開発されています。

496 ✓ しかし、質問票の作成・回答依頼や通常の監査は社内チームが行うので、その効果には
497 限界があります。サプライヤーが質問票に重要事項をすべて開示するとは限らないし、
498 監査の場合も相手方がサプライヤーである限り、得られた情報の信頼性には問題が残
499 るからです。

500 ✓ 被害者と直接エンゲージメントして取組成果の確認ができる人権 DD の場合とは異なり、
501 環境に関する DD プロセスでは取組成果を「あったか、なかったのか」の二元論で
502 確認することは困難です。排出量や放出量が一定量削減されたとしても、それが負の影響・
503 リスクの低減に有効だったか否かは主観的な判断にならざるを得ず、達成をコミット
504 した目標との相対的な関係性でしか評価できない環境課題も少なくないからです。

505 ✓ こうした問題点を解消するためには、環境マネジメントシステムの有効性について
506 ISO14001 やエコアクション 2.1 等の認証を取得や環境 DD プロセスの有効性評価に
507 関する第三者による保証を受けるなども考えられます。

508 ✓ 継続的なステークホルダー・エンゲージメントも有効性評価の手法です。有識者や
509 NGO 関係者で構成するアドバイザリーパネルや社外専門家・組織との定期的なダイア
510 ログを通じて、環境マネジメントの運用成果を社外の目で評価してもらうことにより、
511 自己評価では甘くなりがちな目標・実績管理をより客観視することができます。

512 ✓ また、自社グループの従業員だけでなく、サプライヤーの従業員、地域住民、消費者、
513 NGO 等の意見を吸い上げられる通報制度や苦情処理システムは、日常的に有効性評
514 価の手がかりとなる情報を入手できるので、可能な限り常設して、その存在を会社ウェブ
515 サイト等で広報することが望まれます。

516 ✓ 情報開示も有効性評価の適切性を担保する重要なプロセスです。DD プロセスが有効に
517 機能したかどうかは最終的にステークホルダーが判断することになるので、定期的な
518 情報開示を通じて、発見された重大な負の影響・リスク、是正措置の内容、有効性評価
519 のために選択した手法、有効性評価の結果等を伝えます。

520 ✓ 環境課題の DD プロセスは、たとえば気候変動対応において、世界共通の長期目標が
521 活動計画の策定時点とは変わるなど、有効性評価の前提となる条件が変化することで、
522 評価が困難な場合もあります。しかしながら、DD プロセスにおける有効性評価の位置
523 づけを理解し、可能な限り有効性評価の実践に努めることが望まれます。

524

525 (5) 情報開示

526 a. 運用

527 ✓ 実施した DD プロセスについて社外に情報公開します。

528 ✓ 開示する情報は DD 実施計画の運用のはじめから終わりまで、とくに、企業方針、経営システムの確立プロセスで行った作業内容、発見した重大なリスク領域、発見・原因
529 分析した重大な負の影響・リスク、優先順位付けの基準、防止・軽減への対処行動に関
530 する情報が含まれます。
531

532 ✓ 人権 DD であれば、DD プロセスの運用状況と運用結果を人権侵害の被害者が認識で
533 きるように情報発信しますが、環境マネジメントのように公共財の道義的な使用責任
534 に関する DD プロセスでは、利害関係者の具体的な特定が困難な場合も多く、情報開
535 示の相手先は社会全体に拡散することも少なくありません。したがって、社会の誰もが
536 必要なときにアクセスできるような手段によって、必要な情報開示を心がけることが
537 肝要です。

538 ✓ 情報の開示場所は、サステナビリティレポート、CSR レポート、統合報告書、アニュ
539 アルレポート、有価証券報告書等のような企業報告書が一般的です。この中には会社ウ
540 ェブサイトでの情報公開も含まれます。

541 b. 運用における留意点

542 ✓ DD プロセスの「有効性評価」の適切性の担保や「ステークホルダー・エンゲージメン
543 ト」は、情報開示が前提となります。そのため、DD プロセスの情報は、社内で共有・
544 活用するだけにとどまらず、開示することが求められます。

545 ✓ また OECD ガイダンスでは、「DD プロセスにおける情報開示は説明責任を果たすた
546 めに企業が実施すべきプロセス」であり、「情報を伝えることは、DD プロセスそのも
547 のの一部である。これによって企業は、自らの行動および意思決定に対する信用を築き、
548 誠意を示すことができる」と説明しています¹⁷。

549

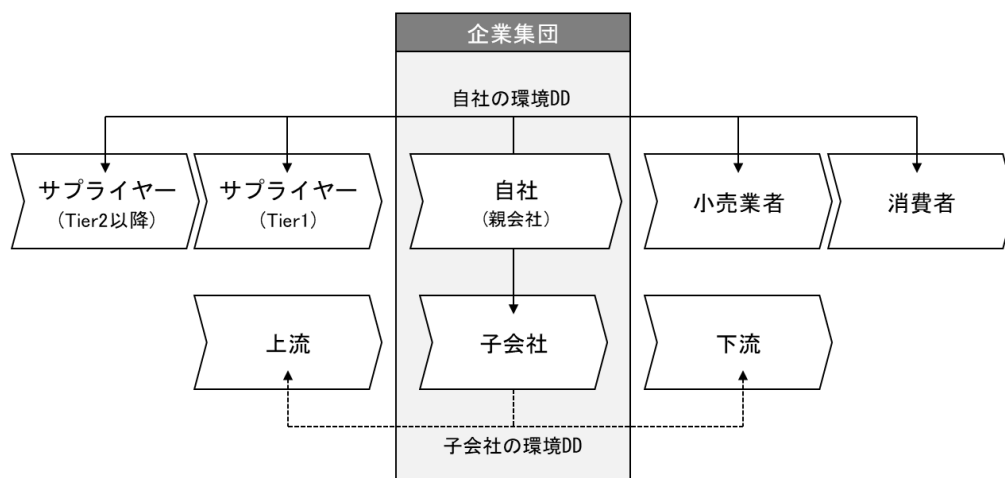
¹⁷ OECD(2018)、『責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス』15・19頁。

550 4. バリューチェーンマネジメントへの DD プロセスの適用

551 ✓ DD の適用対象となる組織体の範囲は企業集団全体です。自社だけでなく、企業集団内
552 で自社が親会社として支配する子会社（国内子会社だけでなく、海外での現地法人も含
553 む）も適用対象となります¹⁸。

554 ✓ また、OECD ガイダンスが、DD について、「自らの事業、サプライチェーンおよびそ
555 の他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防
556 止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を
557 果たすために企業が実施すべきプロセスである」と定義する¹⁹ように、DD におけるリ
558 スクマネジメントの範囲は、自らの事業活動だけでなく、サプライチェーンやその他の
559 ビジネス上の関係における他社の事業活動、さらには自社製品・サービスを利用する消
560 費者の行動まで含むため、バリューチェーン全体に及びます。

図表 バリューチェーンのDDプロセス



561

562 ✓ つまり、バリューチェーンを上流、自社、下流で区分すると、そこには取引関係で直接
563 的・間接的に結びついた上流の他社、自社の企業集団（自社と子会社）、取引関係で直
564 接的・間接的に結びついた下流の他社および自社製品・サービスの消費者・使用者とい
565 った組織・個人が存在しており、環境 DD を実行する際には、これらの組織・個人すべ

¹⁸ OECD(2018)、『責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス』、OECD パブリッシング、9 頁。

¹⁹ 前掲書、15 頁。

566 てを管理範囲に含めなければならない場合があります。

567 ✓ しかし、自社以外の活動を DD プロセスで管理することは、子会社やバリューチェー
568 ン上下流の他社が組織的に別人格であることから、それほど容易ではありません。たと
569 えばサプライチェーンの tier2²⁰から先で操業するサプライヤーは、自社と直接的な取
570 引関係がないために、環境マネジメントや DD プロセスに関する情報提供を直接依頼
571 できないのが普通です。サプライチェーンの中では実態が見えにくい存在なのです。こ
572 うした可視性の低さは負の影響やリスクの特定を遅らせて、DD プロセスの有効性を損
573 なう危険性があります。

574 ✓ そこで、本節では、DD プロセスをバリューチェーン全体に適用する際の留意点を取り
575 上げて、それらの重要なポイントを DD プロセスの流れに沿って説明します。その場
576 合、とくに参考となるのは、主としてサプライチェーン DD を解説する OECD の業種
577 別 DD ガイダンスです。たとえば、衣料・履物セクター向けのガイダンス²¹(以下「OECD
578 衣料・履物ガイダンス」という。)、紛争鉱物のガイダンス²² (以下「OECD 紛争鉱物ガ
579 イダンス」という。)、責任ある農業サプライチェーンの OECD-FAO ガイダンス²³ (以
580 下「OECD-FAO 農業ガイダンス」という。)が、サプライチェーン DD を中心に DD プ
581 ロセスの課題と対策をまとめており、バリューチェーンマネジメントへ DD プロセス
582 を適用する際の有用な手がかりを提供しています。

583 (1) 子会社への適用

584 ✓ 親会社が環境 DD を実行する場合、企業集団で傘下に置く子会社を含め、企業集団全
585 体を対象にして DD プロセスを適用します。

586 ✓ しかし、子会社の DD プロセスは子会社自身の取組として実行されるので、その手順
587 は子会社の組織体制で進められることとなります。また、子会社にも固有のバリューチ
588 ェーンがあり、上流であるサプライチェーンは親会社や他の子会社と異なるのが一般

²⁰ サプライチェーンにおいて自社と取引関係があるサプライヤー（1次サプライヤー、tier1）に物品等を納入するサプライヤー（2次サプライヤー）のこと。

²¹ OECD（2017）、『OECD 衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（仮訳）』、OECD パブリッシング。

²² OECD(2011)、『OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（仮訳）』、OECD パブリッシング。

²³ OECD/FAO (2016), *OECD-FAO Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains*, OECD Publishing.

- 589 的で、そのためにサプライチェーン DD にも独自の取組が必要になります。
- 590 ✓ ただし、子会社独自とはならないプロセスがあります。それは企業方針と情報開示です。
- 591 企業集団の被支配会社という立場から、子会社の企業方針は、他の子会社の場合と同様に、
- 592 親会社が設定したグループ方針（企業集団全体の企業方針）と整合的でなければならず、
- 593 通常はグループ方針が自社の企業方針になります。
- 594 ✓ また、情報開示で DD プロセスの実行結果を公表する場合は、親会社が企業集団全体の
- 595 グループ報告書を作成し、その中に子会社の情報も含めるのが普通です。子会社が独自の
- 596 企業集団を有する中間親会社の場合は、自社のグループ報告書を作成することも
- 597 ありますが、それはあくまでも例外的なケースです。

図表 SCDDにおける子会社の対応

ステップ	DDプロセス	活動の内容	子会社の対応
1	方針・経営システムへの組み込み	企業方針の採択	グループ方針
		経営システムの強化	独自に実施
2	SCリスクの発見・原因分析		基本的には独自に実施 (部分的に企業集団で実施する場合あり)
3	負の影響の停止・防止および軽減	自社活動での停止・防止・軽減	独自に実施
		SCでの停止・防止・軽減	基本的には独自に実施 (部分的に企業集団で実施する場合あり)
4	有効性評価	自社活動の有効性評価	独自に実施
		SCでの有効性評価	基本的には独自に実施 (部分的に企業集団で実施する場合あり)
5	情報開示	DDプロセスの実行結果を公表	親会社のグループ報告書に統合 (独自に自社報告書を作成する場合あり)
		被害者等の関係者へ連絡	独自に実施
その他	改善・是正措置		基本的には独自に実施 (部分的に企業集団で実施する場合あり)

SC・・・サプライチェーン

- 598
- 599 ✓ 企業方針と情報開示を除けば、子会社の DD プロセスは基本的に独自の活動が中心になる
- 600 るので(図表●参照)、親会社にすれば、子会社の DD プロセスを企業集団全体の DD
- 601 プロセスに統合する必要性が生じます。
- 602 ✓ その際にまず必要なのは、その子会社も含めた企業集団全体のガバナンス体制(グルー

603 プ・ガバナンス体制) を確立することです。日本では企業集団が分権的に構成され、子
604 会社の独立性が高い場合も少なくありません。しかし、DD は、企業方針を達成する上
605 で遵守すべき諸手続への準拠が強く求められる活動であり、それを監督する強力で一
606 元的なグループ・ガバナンス体制の存在が不可欠になるからです。

607 ✓ そのために、親会社は自社のガバナンスだけではなく、企業集団全体のガバナンスを担
608 う組織体制を整備しなければなりません。持株会社のような組織的仕組みを持たない
609 場合はなおさらです。もちろん、その下で機能する企業集団の内部統制システムも整備
610 すべき組織体制です。

611 ✓ また、子会社の DD プロセスを企業集団の DD プロセスと整合的に進めさせる上で、
612 親会社が関連情報を収集する情報チャネルや企業集団の各社が情報を交換するための
613 情報ネットワークも必要なリソースです。こうした情報ルートが未整備である場合や
614 グループ各社の所管部署が明確でない場合は、まずは、それらの整備が必要になります。

615 ✓ こうした職能を担わせるために企業集団全体の DD プロセスを管理する委員会等をグ
616 ループ共通組織として立ち上げることも有効な方法の一つです。

617 (2) 上流への適用

618 ✓ DD プロセスをサプライチェーンに適用する場合の問題点は、リスク特定に向けた調査
619 活動やリスク原因の除去・軽減活動が、サプライヤーまたは下請業者を何層にも経由す
620 るために、間接的にならざるを得ないことです。その結果、サプライチェーン DD で
621 は、自社に過失がない場合でも、取組の実効性が損なわれることは少なくありません。

622 ✓ サプライチェーンは取引業者の複雑で巨大な連鎖構造であり、経済的にも空間的にも
623 グローバル規模で展開しています。その構造的な特性から、自社の影響力が間接的にし
624 か及ばない、自社から遠いサプライヤーの存在や行動が見えにくい、といった制約を否
625 応なしに受けてしまうのです。

626 ✓ たとえば、ビジネスと人権に関する指導原則 13²⁴では、人権尊重責任を果たすために企
627 業に必要な行為として、自らの活動が負の影響の原因であるか、または助長する場合は、
628 それを「回避する²⁵」ように求めています。その一方で、取引関係を通じてサプライチ

²⁴ 国連(2011)、『ビジネスと人権に関する指導原則』、6 頁; United Nations(2011),
Guiding Principles on Business and Human Rights, HR/PUB/11/04, p.14.

²⁵ "Avoid causing or contributing to adverse human rights impacts"として影響の完全な
回避を求めている。United Nations (2011), *op.cit.*, p.14.

629 チェーンで発生する負の影響の場合には、それを防止・軽減するように「努める²⁶」だけ
630 で、「回避」が求められるわけではありません。

631 ✓ この取り扱いの違いは、サプライチェーンに構造的な特性による活動限界が存在する
632 ことを認めているからで、サプライチェーン DD では完全なリスク原因の除去・軽減
633 が容易でないことを示唆しています。そのために、自社が DD プロセスを過失なく実
634 行すれば、サプライチェーンでの第三者による負の影響については自社の責任が解除
635 される（免責になる）、と主張する法律専門家もいます²⁷。

636 ✓ こうしたサプライチェーンの特性から、サプライチェーン DD には自社活動の場合と
637 は異なる配慮が必要になります。その基本的な留意点は次の通りです。

638 ① 経営システムの確立

639 ● 企業方針の採択

640 ✓ まずは採択した企業方針をサプライチェーン全体に周知徹底することが重要です²⁸。企
641 業方針は DD において払うべき注意義務の行為水準であり、DD プロセスの実効性を
642 担保する基本的な拠り所となるものです。自社が企業方針の達成を目的にして DD プ
643 ロセスを実行すると共に、それがサプライチェーン DD でも必要な行動であることを
644 サプライヤーによく理解してもらわなければなりません。

図表 「経営システムの確立」プロセスの留意点

DDプロセス	取組内容	SCDDの留意点
方針・経営システム への組み込み	企業方針の採択	・企業方針をサプライチェーンに周知する。
	経営システムの強化	・意思決定プロセスにDDを組み込む。 ・調達部門にSCDDの意義・重要性を理解させる。

645 ✓ そのもっとも有効な方法は、1次サプライヤーとの契約において、自社の企業方針の遵
646 守を契約条件に明記することです。さらに、当該企業方針の遵守を 1次サプライヤー

²⁶ "Seek to prevent or mitigate adverse human rights impacts"として「努める」ことを求めるにとどめている。Ibid., p.14.

²⁷ Bonnitcha, et.al., op.cit., p.914.

²⁸ OECD 衣料・履物ガイダンス、1.1 項。

647 の下請業者や2次サプライヤー以降へも申し送ることを契約条件にします。

648

649 ● 経営システムの強化

650 ✓ 次に、経営システムの強化策として、事業活動の意思決定プロセスに DD を組み込み
651 ます²⁹。たとえば、製品設計において、環境リスクのある原材料の使用や環境リスクの
652 高い国や地域からの調達、その是非を DD の観点から十分に検討しておくことが必
653 要です。

654 ✓ また、組織体制の面では、全社的にサプライチェーン DD の意義と重要性が十分に理
655 解されるように努め、とくに調達部門についてはサプライチェーン DD に関する教育
656 訓練の十分な機会を設けると共に、情報システムを含む必要な経営リソースへのアク
657 セス権を付与します。

658 ② サプライチェーンにおけるリスクの発見・原因分析

659 ● リスク調査

660 ✓ サプライチェーンでのリスクを発見する調査では、操業・調達する国、生産・販売する
661 製品、事業活動と調達業務を勘案して、既知のセクターリスク（業種固有のリスク）を
662 洗い出します³⁰。

663 ✓ セクターリスクには、製品のリスク要因、国別のリスク要因、ビジネスモデルのリスク
664 要因、調達モデルのリスク要因があり³¹、サプライチェーン DD に関連するリスクを例
665 示すると以下ようになります。

666 ● 製品のリスク要因・・・製品特性や製造プロセスの違いで生産段階・廃棄段階での環
667 境リスクが高くなる製品、または環境リスクの高いサプライヤーからの原材料調
668 達が必要な製品があります。

669 ● 国別のリスク要因・・・国内法や生産環境のせいで生産時の環境リスクが高い国が

²⁹ 前掲ガイダンス、1.2 項。

³⁰ 前掲ガイダンス、2.1 項。

³¹ 前掲ガイダンス、同項。

- 670 あります。
- 671 • ビジネスモデルのリスク要因…季節商品を製造・販売するビジネスモデルのよう
672 に、製品サイクルが頻繁に変更される場合は、エネルギー・資源消費量が増えて、
673 CO₂排出量、排水量、廃棄物量等も増えるリスクがあります。
- 674 • 調達モデルのリスク要因…一般的にサプライヤーや調達ルートが増えるとサブ
675 ライチェーンの管理が困難になります。また、サプライヤーとの関係が短期的で希
676 薄な場合にもサプライチェーンを十分に管理できないリスクが高まります。代理
677 店や仲介業者を通じた調達モデルでは、そこから先のサプライヤーが把握しにく
678 くなり、やはり管理上のリスクが生じます。
- 679 ✓ リスクを発見するための調査活動では、セクターリスクの発現確率と深刻度に応じて
680 調査範囲を決定します。リスクの発現確率が高い場合や深刻度が大きい場合には、サブ
681 ライチェーンをより広範囲に調査します。
- 682 ✓ また、サプライチェーン DD はリスクベースで実行するため、取り扱う製品品目が多
683 い場合は環境リスクがもっとも高い製品から調査対象にし、原材料等を調達する国が
684 多い場合は高リスク国を特定して、それらに調査の優先順位を付けます。

図表 SCDDの留意点

DDプロセス	SCDDの留意点
リスクの発見・原因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの発見はセクターリスクの洗い出しから始める。 ・高リスクなサプライヤーから調査する。 ・チョークポイントを管理下に置く。
負の影響の停止・防止 および軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーとのエンゲージメントを実施する。 ・サプライヤーに影響力を行使する。 ・サプライヤーを技術的・経済的に支援する。
有効性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の継続的なモニタリングでSCDDの進捗度を評価する。 ・サプライヤー、NGO等とのエンゲージメントで情報収集する。 ・チョークポイントには独立した専門家による監査も有効。 ・苦情処理システムを設置する。

685

- 686 ● 高リスクなサプライヤーの調査³²
- 687 ✓ 操業現場レベルでの環境リスクが高いサプライヤーを優先的に調査対象とします。
- 688 ✓ その場合、1) 高リスク国で操業する、2) 高リスクな生産プロセスを採用する、3) 高
689 リスクであると以前に特定された実績がある、を判別基準として選定し、当該サプライ
690 ヤーの環境マネジメントシステムやリスクの実態を調査します。また、当該サプライ
691 ヤーが環境リスクも含めた苦情処理システムを完備しているかどうかを調査項目に含め
692 ます。
- 693 ✓ 高リスクなサプライヤーの選定に際しては、サプライチェーンの tier で自社に近いサ
694 プライヤーから調査対象とするのではなく、リスクの発現確率と深刻度によって判断
695 し、2次サプライヤーのリスクが1次サプライヤーよりも高ければ、2次サプライヤー
696 から先に調査対象とします。
- 697 ● 2次サプライヤーから先のサプライチェーンにおけるリスク調査³³
- 698 ✓ 2次サプライヤーから先のサプライチェーンは、自社から離れているために実態が見え
699 にくく、自社の影響力も及ばないので、調査活動が困難になります。OECD 衣料・履
700 物ガイダンスでは、その場合のリスク評価手法として、「トレサビリティ」と「チョ
701 ョークポイント (choke point) へのエンゲージメント」をあげています³⁴。
- 702 ✓ トレサビリティを確保できる原材料等は限られており、自社で対応しようとするれば莫
703 大なコストを負担しなければならない可能性があります。そのために、一般的な事業者
704 が2次サプライヤーから先のサプライチェーンにおけるリスク調査を実施する場合、
705 チョークポイントへのエンゲージメントがより現実的な手法になると考えられます。
- 706 ✓ チョークポイントは、サプライチェーンにおける関門とか隘路のことで、サプライチエ
707 ーンの中でもとりわけ物の流れをコントロールしやすい場所です。サプライチェーン
708 DDにおけるチョークポイントについて OECD 衣料・履物ガイダンスは次の3つを例

³² 前掲ガイダンス、2.3項。

³³ 前掲ガイダンス、同項。

³⁴ 前掲ガイダンス、2.3項、ボックス3。

709 示しています³⁵。

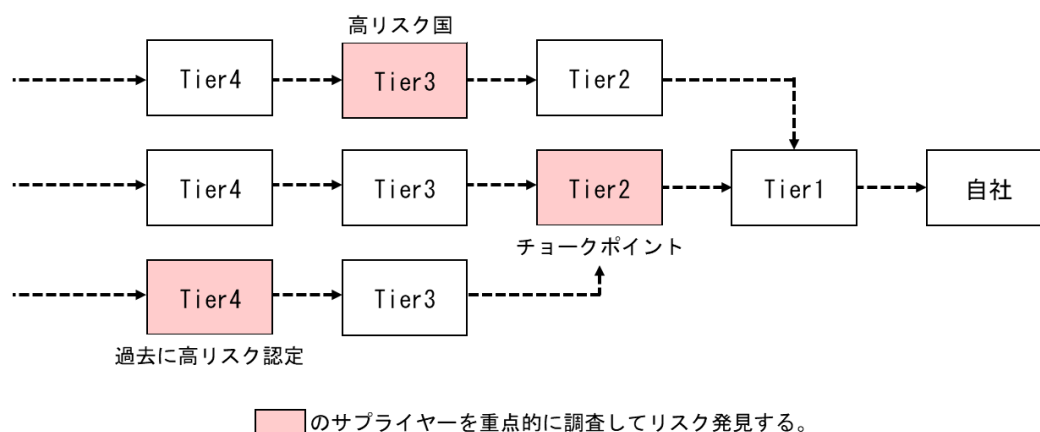
710 • サプライチェーンで重要な変形が起こるポイント…サプライチェーンを流れる
711 原材料等の形態を大きく変えるプロセスのサプライヤーであり、化学製品の製造
712 プラント、金属製品の精錬業者、中間製品の製造業者等が該当します。

713 • 比較的少数の業者で製品等の大部分を加工するサプライチェーン段階…石油精
714 製業者、製鉄メーカー等。

715 • 上流の生産・取引環境がよく見渡せ、それらのコントロールができるサプライチェ
716 ーン段階…たとえば輸入業者とか卸売業者。

717 ✓ チョークポイントに位置するサプライヤーは、そこから上流への可視性と影響力に優
718 れていることが多く、当該サプライヤーとの直接的なエンゲージメントによって、サブ
719 ライチェーン DD の有効性を高めることが可能になります。その際の留意点として、
720 当該サプライヤーの DD プロセスが適切に運用されていること、さらには、上流にお
721 けるリスクの発見・原因分析が十分になされていることを確認します。

図表 SCDDでの重点的な調査対象の選定



722

723 ② 原因の除去・軽減

724 ✓ サプライチェーンでリスクが発見された後は、それらの発生場所となったサプライヤ
725 ーとのエンゲージメントを実施して、リスクの発生原因を除去・軽減するためにサプラ

³⁵ 前掲ガイダンス、同項、同ボックス。

- 726 イヤーに影響力を行使するか、または、サプライヤーを支援して原因が除去・軽減され
727 るように協力します。
- 728 ✓ 潜在的なリスクについては、その発生を防止する措置を講ずるようにサプライヤーを
729 促し、必要な場合には改善措置の立案に協力します。
- 730 ✓ 自社のサプライチェーン DD においてサプライチェーンのリスクをあらかじめ軽減す
731 る措置には、1) サプライヤーの事前認定、2) サプライヤーとの連帯、3) サプライヤ
732 ーの理解、4) ビジネスインセンティブの確立のような手法があります³⁶。
- 733 • サプライヤーの事前認定…原材料等の発注前にサプライヤーを評価し、環境リス
734 クを防止・軽減しながら調達が可能かどうかを判断します。サプライヤーが有効な
735 環境 DD プロセスを適用しているか、または、サプライヤーの能力開発を通じて
736 リスクの防止・軽減に影響力を行使できる場合に取引相手として認定します。
- 737 • サプライヤーとの連帯…多数のサプライヤーと取引関係がある場合は、環境リス
738 クの防止・軽減効果を高めるために、全サプライヤーと連帯して緊密な協力関係が
739 構築できるように工夫します。たとえばサプライヤーによる協力会のような組織
740 を構築し、それを通じて支援したり、影響力を行使したりすることも一つの方法で
741 す。
- 742 • サプライヤーの理解…サプライヤーとの長期的な関係によってサプライヤーの
743 状況をよく理解し、環境リスクの防止・軽減に向けた適切な支援を提供します。そ
744 のためには継続的なエンゲージメントが必要です。
- 745 • ビジネスインセンティブの確立…サプライヤーが自社の企業方針をよく理解し、
746 環境リスクの防止・軽減に努めるように、インセンティブを提供します。たとえば、
747 企業方針の実践を契約条件化すること、協力的なサプライヤーを優遇すること（発
748 注量の優先的な割当等）がそうしたインセンティブに含まれます。
- 749 ✓ 負の影響・リスクの防止・軽減に向けてサプライヤーを支援することはサプライチェー
750 ン DD の有効性を高める効果的な手段です。たとえば、そうした支援には、DD プロセ
751 スに関する研修、管理システムの改善等に関する技術支援、直接融資や継続調達の保証

³⁶ 前掲ガイダンス、3.2.2 項。

- 752 等の資金面での援助などが含まれます³⁷。
- 753 ✓ 自社の影響力が及びにくいサプライヤーの場合は、適切なチョークポイントに影響力
754 を行使して、当該サプライヤーにデュー・ディリジェンスの実行を促します³⁸。
- 755 ✓ 負の影響・リスクの防止・軽減が実行不能であるサプライヤーや非協力的なサプライ
756 ーの場合は、最終的な手段として、契約解除も選択肢に入れます³⁹。

757 ④ 有効性評価

- 758 ✓ サプライチェーンにおける有効性評価では、1) サプライチェーン DD の進捗度、2) 負
759 の影響・リスクに関する防止・軽減措置の効果が評価事項になります⁴⁰。
- 760 ✓ サプライチェーン DD の進捗度を評価する際には、企業方針の達成状況を示す適切な
761 成果指標を選定して、それらを継続的にモニタリングします⁴¹。たとえば、CO₂排出量
762 ではスコープ 3 排出量の推移がサプライチェーン DD の進捗度指標になり、水使用量
763 では水ストレスのある水系地域で操業するサプライヤーの取水量や DD プロセスの整
764 備・運用状況がモニタリング対象指標になると考えられます。

図表 有効性評価の留意点

有効性の評価ポイント	有効性評価の留意点
SCDDの進捗度	・ 成果指標の継続的なモニタリング
防止・軽減措置の効果	・ サプライヤー、NGO等のエンゲージメント ・ 関連する成果指標の継続的モニタリング ・ チョークポイントへの第三者監査 ・ 苦情処理システムの設置

- 765
- 766 ✓ スコープ 3 排出量の場合は自社算定できますが、サプライヤーからの情報提供が必要
767 な成果指標も多く、高リスクなサプライヤーとの定期的なエンゲージメントは欠かせ

³⁷ 前掲ガイダンス、3.2.4 項

³⁸ 前掲ガイダンス、3.2.6 項、ボックス 6。

³⁹ 前掲ガイダンス、3.2.5 項

⁴⁰ 前掲ガイダンス、4.2 項。

⁴¹ 前掲ガイダンス、同項。

- 768 ません。定期的な環境情報の提供に関して相互に合意形成し、それを契約条件に明記し
769 ておくことも有用です。
- 770 ✓ サプライヤーの現場で発生した負の影響・リスクについては、その是正措置がサプライ
771 ヤーと合意した期限内に実行されたことを検証し、効果があったことを確認します⁴²。
772 その場合、必要に応じてサプライヤーを訪問調査し、情報収集を行います。現地自治
773 体や地域 NGO とのエンゲージメントが必要になる場合もあります。また、関連指標を
774 長期的にモニタリングすることも効果の確認手段として有効です。
- 775 ✓ サプライチェーンにチョークポイントとなるようなサプライヤー（たとえば、高リスク
776 な業種や高リスク国で操業し、原材料・製品等の加工度が大きいサプライヤー）が存在
777 し、その上流で環境リスクが高いケースでは、当該サプライヤーの DD プロセスを監
778 査することが必要になる場合もあります⁴³。
- 779 ✓ また、自社が紛争鉱物やプラチナ・パラジウムを調達している場合は、独立した第三者
780 によるサプライチェーン DD 監査が DD プロセスの有効性評価手法に含められます⁴⁴。
- 781 ✓ リスク発見に向けて設置した申立・通報制度や苦情処理システムはサプライチェーン
782 DD の有効性評価に役立つ情報源となる場合があります。可能な限り多言語対応（少な
783 くとも英語は含む）とし、その存在を広く社会に広報します。

⁴² 前掲ガイダンス、同項。

⁴³ 前掲ガイダンス、同項。

⁴⁴ OECD 紛争鉱物ガイダンス、LBMA(2018), Responsible Gold Guidance, V8, LPPM(2018), Responsible Platinum/Palladium Guidance, Version1 を参照のこと。

- 784 (3) 下流への適用
 785 ✓ 下流での環境 DD では製品の消費・使用段階と廃棄段階における環境負荷の発生を防
 786 止・最小化・軽減することが目的になります。

図表 下流へのDDプロセス適用における留意点

DDプロセス	留意点
経営システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ LCAで下流でのホットスポットを発見 ・ 製品設計による環境負荷の防止・軽減 ・ 有害物質の不使用
リスクの発見・原因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理システムの設置
原因の除去・軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境リスクに関する情報の社内共有 ・ リスク情報を製品開発へフィードバック ・ ガバナンス主体（取締役会）への報告

787

788 ①経営システムの確立

- 789 ✓ 下流での環境リスクはほとんどが製品の使用・消費と廃棄から発生するので、それを製
 790 品設計によって防止・軽減します。

- 791 ✓ まず、製品の開発・設計段階でライフサイクルアセスメント（LCA）を適切に実施し、
 792 製品ライフサイクルにおける環境負荷のホットスポット⁴⁵を把握します。ホットスポッ
 793 トが使用・消費段階または廃棄段階に存在する場合は、生産段階での環境負荷とのトレ
 794 ードオフを回避しながら、使用・消費段階と廃棄段階の環境負荷を可能な限り低減でき
 795 るように設計を試行します。

- 796 ✓ また、製品に有害物質が使用されることのないように、原材料調達、外注管理、製品設
 797 計等で十分に配慮します。

798 ②リスクの発見・原因分析

- 799 ✓ 上流でのサプライチェーン DD と異なって、下流の場合は自社でのリスクマネジメン
 800 トが有効であり、多くの場合、製品が上市される前にリスクの存在を把握することが可

⁴⁵ 製品ライフサイクルの中でとくに環境負荷の大きい段階のこと。

801 能です。しかし、予期しなかった環境事故や環境負荷の発生に備えて、リスク検知シス
802 テムを設置しておくことが望まれます。

803 ✓ たとえば、お客様相談室や申立・通報制度等の製品に関する苦情処理システムを設置し
804 て、下流でのリスク発見に活用します。これらの苦情処理システムはサプライチェーン
805 DD に組み込まれていなければならず、取得した情報はサプライチェーン DD の情報
806 ルートで一元的に管理し、是正措置がタイムリーかつ適切な実施されるように関係部
807 署に伝えます。

808 ③原因の除去・軽減

809 ✓ 発見された製品の環境リスクは、適切な社内部署等で原因を究明した後に、それ以降の
810 製品開発に反映されるように関係部署で情報共有し、取締役会へも報告します。

811 (4) 得意先から要請された DD プロセス適用

812 ✓ 得意先がサプライチェーン DD を実行していれば、そのサプライヤーとなる自社に DD
813 プロセスの有無に関する調査が行われます。その際に、DD プロセスを適用していなけ
814 れば適用を要請される場合があります、そうした要請は今後飛躍的に増加すると予想され
815 ます。

816 ✓ すでに自社が DD プロセスを適用していれば問題ありませんが、そうでない場合で、
817 これからも得意先との取引関係を継続するのに必要であれば、自社でも事業活動に DD
818 プロセスを適用します。

819 ✓ DD は基本的に組織のリスクマネジメント行動なので、既存の環境マネジメントシステ
820 ムと連携させて、DD プロセスを実行することは可能です。その際に留意する事項は次
821 の通りです。

822 • 企業方針の適切性・・・環境 DD のリスクマネジメントは企業の環境責任を履行する
823 ことが目的です。責任の内容は環境規制が遵守されないリスクを回避することで、
824 環境規制の範囲にはハードローだけでなくソフトローも含まれます。業種や企業
825 規模によっては、社会的に広く認知された重要な環境課題への対応も道義的な企
826 業責任になる場合があります、その履行を企業方針として採択するのであれば、それも
827 DD の目的になります。そのため企業方針は責任ある企業として適切なものでなけ
828 ればなりません。自国だけでなく、グループ企業が操業する国・地域の環境規制も

829 遵守対象であり、パリ協定や SDGs のような国際的合意も遵守事項に含めるべき
830 です。少なくとも、得意先の企業方針（つまり自社への要求事項）を達成するのに
831 不可欠な責任事項は企業方針に含まれていなければなりません。

832 • DD プロセスへの準拠性・・・DD プロセスには企業方針を達成するための手順が決
833 められています。環境マネジメントに DD プロセスを組み込む際は、そのプロセ
834 スに準拠して環境マネジメントが運営されるように工夫します。まずは経営シス
835 テムを確立し、その上で、リスクの発見・原因分析、リスクの防止・軽減、有効性
836 評価、情報開示といった DD プロセスの各ステップが、環境マネジメントの PDCA
837 と連動して日常的・継続的に実行されなければなりません。

838 • 調査活動の網羅性・・・事業活動に伴う環境破壊や環境リスクは、自社だけでなく、
839 支配するグループ各社、直接的・間接的な取引関係で結びつくサプライヤーまで管
840 理下に置いて、適切に防止・軽減しなければなりません。その基本は企業方針の達
841 成を阻害するような重要なリスクを網羅的に発見する調査活動の実施です。DD プ
842 ロセスの存在を主張しようとするれば、こうした調査活動が適切に行われているこ
843 とを説明する必要があります。

844 • システム改善の継続性・・・DD システムは日常的・継続的な運用から得られた知見
845 にもとづいて継続的に改善することが重要です。これも環境マネジメントシステ
846 ムの定期的な見直しと連動させます。

847 ✓ 以上の留意点をチェックポイントにして、環境マネジメントシステムと DD プロセス
848 の連携を図ります。

849

850 5. リスクマネジメントとの関連付け

- 851 ✓ リスクマネジメントは事業目的や戦略の達成に影響するようなビジネス・リスクを特
852 定・評価し、影響を回避または最小化する組織的な仕組みです。
- 853 ✓ 当該リスクが環境規制に関わる法令遵守、国際的合意、社会規範による企業責任の履行
854 に影響する場合は、そのリスクマネジメント手段が環境 DD になります。DD プロセ
855 スの仕組みから見れば DD もリスクマネジメント活動の一種なのです。ただし、事業
856 活動による価値創造の過程で生じるリスク（機会を含む）を適切に管理する業務がリス
857 クマネジメントであるのに対して、事業目的の遂行に伴って重大な不法行為が発生し
858 ないように、リスクを防止・軽減する仕組みが DD となります。
- 859 ✓ DD プロセスが監視対象とするリスクの範囲は状況依存的であり、一律に列挙できるわ
860 けではありません。業種、事業規模、事業所の立地、ビジネスモデル、サプライチェー
861 ンの特性等の様々な要因に影響を受けてリスクの範囲は変化します。
- 862 ✓ たとえば、OECD ガイダンスでは、事業活動と負の影響・リスクとの因果関係を、直
863 接的影響、助長、間接的影響の 3 タイプに分類していますが、自然災害で被災した事業
864 所からの漏洩物等で周辺地域に環境汚染を生じるような事故は、これら 3 タイプのい
865 ずれにも該当しない可能性があります。
- 866 ✓ こうした自然災害に影響を受けて発生する環境事故は、現在のところ BCP（事業継続
867 計画）や BCM（事業継続マネジメント）でリスクマネジメントに含める場合が多い
868 と考えられますが、気候変動の深刻化による自然災害の激甚化で頻繁に発生するよう
869 になれば、そのリスクに起因する不法行為の発生回避も DD の目的に加えなければなら
870 なくなる可能性があります。
- 871 ✓ かつては個別のリスクごとに担当部署で実施されていたリスクマネジメントも、現在
872 では、組織全体の統合的な活動として、全社的リスクマネジメント（Enterprise Risk
873 Management, ERM）に再構成されてきています。そのため、環境 DD を構築・運用す
874 る場合は全社的リスクマネジメントとの関連付けが必要になります。したがって、DD
875 プロセスが適用されていない場合には、最初から全社的リスクマネジメントに組み込
876 んで制度設計することになります。
- 877 ✓ 環境 DD を全社的リスクマネジメントと関連付ける場合に参考となるのは、米国・ト
878 レッドウェイ委員会組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of Treadway

879 Commission, COSO) が公表する全社的リスクマネジメントのフレームワーク⁴⁶ (以下
880 「COSO-ERM フレームワーク」という。) です。

881 ✓ COSO-ERM フレームワークでは、全社的リスクマネジメントの仕組みを「ガバナンス
882 とカルチャー」「戦略と目標設定」「パフォーマンス」「レビューと修正」「情報、伝達お
883 よび報告」の5つの構成要素で説明しており、内容的には最初の2つ(「ガバナンスと
884 カルチャー」「戦略と目標設定」)がDDプロセスの「方針・経営システムへの組み込
885 み」に相応し、以下、COSOの「パフォーマンス」とDDプロセスの「負の影響・リ
886 スクの発見・原因分析」、COSOの「レビューと修正」とDDプロセスの「有効性評
887 価」、COSOの「情報、伝達および報告」とDDプロセスの「情報開示」が、それぞれ
888 相応することになります。

889 ✓ COSO-ERM フレームワークの構成要素に従って、全社的リスクマネジメントとDDプ
890 ロセスの関連付けにおける留意点をあげれば、次のようにまとめることができます。

図表 全社的リスクマネジメントへの関連付けにおける留意点

ERM構成要素	留意点
ガバナンスとカルチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の一元化 ・情報システムの共有 ・企業方針とコミットメントをERMに統合
戦略と目標設定	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク選好で環境リスクの受け入れ
パフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> ・受容、追求、共有をリスク対応から除外
レビューと修正	<ul style="list-style-type: none"> ・有効性評価の成果指標をモニタリング

891

892 • ガバナンスとカルチャー・・・全社的リスクマネジメントもDDプロセスも取締役会
893 をガバナンス主体として実行されるので、両者の組織体制を可能な限り一元化し
894 て、とくに情報システムは完全に共有できるように工夫します。また、企業方針の
895 採択やコミットメントは全社的リスクマネジメントに統合します。

896 • 戦略と目標設定・・・戦略で留意するのはリスク選好 (risk appetite) です。COSO-
897 ERM フレームワークではリスク選好を「事業者が経営理念を希求する上で取締役
898 会において受容または拒絶を選考するリスクの種類と数 (量)」であると定義して

⁴⁶ COSO (2017), *Enterprise Risk Management, Integrating with Strategy and Performance*.

899 おり⁴⁷、あらかじめリスクマネジメントの対象とするリスクの種類・数（量）を決
900 めておくよう求めています。環境 DD の目的を考えれば、環境規制等が遵守でき
901 ないリスクは、すべてリスク選考で受け入れを決定しておく必要があります。

902 • パフォーマンス…受け入れたリスクへの対応は、受容（何も対策しない）、回避（リ
903 スクを除去する）、追求（リスクを機会に転換する）、低減（リスクの深刻度を低減
904 する措置を講ずる）、共有（リスクの一部を移転するか、他組織と共有する。たと
905 えば保険や外注の利用等）の5つに分類されており、リスクの深刻度、事業環境、
906 事業目標等を考慮して適宜選択します。その際に、環境 DD は広い意味で環境規
907 制の遵守行動であることを踏まえて、受容、追求、共有は基本的に対応策から除外
908 すべきであると考えられます。

909 • レビューと修正…DD プロセスの有効性評価はここで行われますが、活動の成果
910 指標による継続的なモニタリングを実施する場合は、DD プロセス進捗度とリスク
911 防止・軽減措置の効果が両方とも計測できるように成果指標を設定します。たと
912 えば、温室効果ガス排出量の削減に関して、スコープ3 排出量を成果指標とする場合
913 は、一部のカテゴリーに関するリスクの防止・軽減効果も把握できるように、カテ
914 ゴリー別明細の推移もモニタリングします。

915 ✓ なお、近時の激甚災害により、サプライチェーン途絶が引き起こす操業停止という
916 事態も起こっています。これはビジネス・リスクですが、リスクマネジメントの観
917 点からは見過ごせない大きなリスクです。OECD ガイダンスでは、DD を「負の影
918 響」を特定するものとしていますが、実務を考えれば、「気候変動から受ける影響の
919 特定」という適応(Adaptation)の取組も DD の一環で行うことは妨げません。

920

⁴⁷ COSO & WBCSD (2018), *Enterprise Risk Management, Applying enterprise risk management to environment, social and governance-related risks*, p.34.

- 921 6. 重要な環境課題への DD プロセス適用
- 922 (1) 課題別の留意点
- 923 環境省「環境報告ガイドライン 2018 年版」に挙げられている 6 つの「主な環境課題」につ
- 924 いて、主な環境規制、国際的合意や規範等を紹介し、実施する DD プロセスに応じて検討を
- 925 行うことが求められる
- 926
- 927 ①気候変動
- 928 ✓ 地球温暖化による影響（平均気温上昇、異常気象、海面上昇、自然災害等）の顕在化
- 929 ✓ 脱炭素社会への移行に向けた取り組みが急速に進む
- 930
- 931 パリ協定
- 932 ✓ 地球温暖化防止のための国際条約「気候変動に関する国際連合枠組条約」のもと「パリ
- 933 協定」採択
- 934 ✓ 1.5°C特別報告書
- 935
- 936 SBT (Science Based Target)、R100
- 937 ✓ SBT： 化学的根拠に基づく CO₂排出量削減目標の設定を求めるイニシアティブ
- 938 ✓ R100： 事業運営に利用する電力を 100%再生可能エネルギーで調達することを求め
- 939 るイニシアティブ
- 940
- 941 ②水資源
- 942 ✓ 人口増加や経済成長により水ストレスや水質汚染が世界的な課題となっている
- 943 ✓ 水資源の適正で効率的な利用が求められている
- 944 ✓ 水資源に関する課題は国や地域によって大きく異なる
- 945
- 946 規制、国際的合意
- 947 ✓ 各国の水資源利用に関する規制を参照
- 948
- 949 ③生物多様性
- 950 ✓ 地球の自然環境がもたらす生態系サービスは人類の生存を支えている
- 951 ✓ 人口増加や経済活動に起因した生物多様性の減少（森林減少、生態系破壊等）が深刻化
- 952 している
- 953
- 954 生物多様性条約
- 955 ✓ 生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ず

- 956 る利益の公正で衡平な配分
- 957 ✓ 「愛知目標」
- 958 ✓ 「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」
- 959 ✓ 「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit-
960 Sharing）」に関する名古屋議定書
- 961
- 962 ④資源循環
- 963 ✓ 資源の有限性に対し、人口増加や経済発展による資源需要の増大
- 964 ✓ 廃棄物の増加による最終処分場の不足、有害物質の流出による汚染
- 965 ✓ プラスチック廃棄物による海洋汚染
- 966 ✓ 持続可能な消費と生産、資源循環型社会への移行が求められている
- 967
- 968 規制、国際的合意
- 969 ✓ 各国の廃棄物やリサイクルに関する規制を参照
- 970
- 971 ⑤化学物質
- 972 ✓ 化学物質の適正な管理が行われず環境汚染が起き、生態系や人体への有害な影響につ
973 ながるおそれがある
- 974
- 975 ⑥汚染防止
- 976
- 977 (2) 開示事例
- 978 事例を掲載予定
- 979

980 7. 参考

981 (1) デュー・ディリジェンス規制に関する各国の動向

982 ✓ 近年、企業に DD の実施を求める法的規制が欧州を中心に制定されています。

983 ✓ この動向は、2011 年にビジネスと人権に関する指導原則や OECD 行動指針が人権尊
 984 重を企業責任とする国際規範を初めて採用し、人権侵害リスクを特定・防止する手段と
 985 して人権 DD を導入した⁴⁸前後から始まっており、その流れは現在も続いています。

図表 DD規制の国際動向

	2010	2013	2014	2015	2017
国・地域	米国・加州	EU	EU	英国	フランス
名称	サプライチェーンの透明性法	木材規則	非財務報告指令	現代奴隷法	企業注意義務法
報告規制	◎	○	◎	◎	◎
Due Diligence 実施規制		◎			◎
環境					◎
	2017	2018		2019	
国・地域	EU	オーストラリア	スイス	ドイツ	オランダ
名称	紛争鉱物規則	現代奴隷法	RBIカウンター法案	グローバルVCIにおける人権・環境DD規制法案草案	児童労働DD法
報告規制	○	◎	◎	◎	◎
Due Diligence 実施規制	◎		◎	◎	
環境			◎	◎	

986

987 【図表に以下の注記を追加】

988 *図中の○については、監督機関への報告が義務付けられるだけで、他の DD 規制法令のよ

⁴⁸ OpinioJuris(2019), *Emerging Voices: Momentum Builds for Mandatory Human Rights Due Diligence*, 13 August 2019, <http://opiniojuris.org/2019/08/13/emerging-voices-momentum-builds-for-mandatory-human-rights-due-diligence>.

- 989 うに、一般への情報公開は求められない。
- 990 ✓ 法的規制（図表●参照）において、とりわけ注目される人権 DD の目的は、サプライチ
991 ェーンで発生する強制労働や人身売買といった「現代奴隷 (modern slavery)」と呼ばれ
992 る違法な人権侵害の根絶で、2010 年に米国カリフォルニア州が制定した「サプライチ
993 ェーンの透明性法⁴⁹」から 2019 年 2 月に存在がリークされたドイツの「グローバル・
994 バリューチェーンにおける人権・環境 DD 規制法草案（以下「DD 規制法草案」とい
995 う。）⁵⁰」に至るまで、一貫して DD 規制の中心的なテーマになっています。
- 996 ✓ しかし、ここ数年の傾向として、これらの人権 DD に関する法令は、規制対象に環境
997 DD も含めるようになってきました。2017 年のフランス・企業注意義務法⁵¹、2018 年
998 のスイス・RBI カウンター法案⁵²、さらには、2019 年のドイツ・DD 規制法草案がそう
999 した法令（法案、草案を含む）です。
- 1000 ✓ また、これまで人権 DD 規制や環境 DD 規制は、そのプロセスに関する情報開示を義
1001 務付けることで企業行動を誘導するアプローチをとってきました⁵³が、近年では、DD
1002 の実行自体を直に義務化して、より強制力を強化する方向に進んでいます。
- 1003

⁴⁹ The California Transparency in Supply Chains Act of 2010. Senate Bill No.65.

⁵⁰ Entwurf eines Gesetzes zur Regelung menschenrechtlicher und umweltbezogener Sorgfaltspflichten in globalen Wertschöpfungsketten.

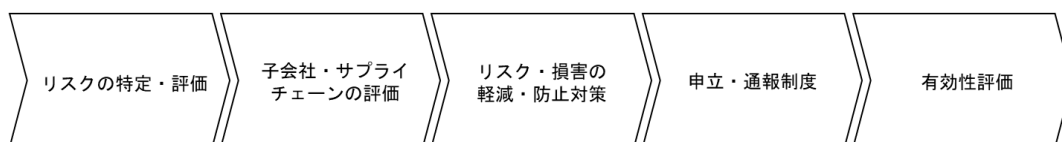
⁵¹ LOI no 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (La loi sur le devoir de vigilance).

⁵² Eidgenössische Volksinitiative 'Für verantwortungsvolle Unternehmen –zum Schutz von Mensch und Umwelt': Indirekter Gegenentwurf (SorgfaltspflichtenG).

⁵³ 2013 年の EU・木材規則および 2017 年の EU・紛争鉱物規則は監督機関への報告が義務付けられるだけで、他の DD 規制法令のように、一般への情報公開は求められない。

- 1004 a. フランス：企業注意義務法
- 1005 ✓ 2017年2月に制定されたフランスの企業注意義務法は、大規模な企業集団の親会社に対
1006 して、企業集団(自社・子会社)と下請業者・サプライヤーの活動が原因となった人権
1007 侵害・環境破壊を特定・防止する法的義務を課しています。子会社が原因者である人権
1008 侵害・環境破壊に対しても親会社が注意義務を払う必要があり、法人格の壁を超えて親
1009 会社に民事責任を認める点で特異な法律になっています⁵⁴。
- 1010 ✓ また、同法の適用対象となる企業集団の親会社には、1) フランスに本社を置き、連続
1011 する2事業年度末の従業員数が連結ベースで5千人以上のフランス企業、2) フランス
1012 または国外に本社を置き、連結ベースの従業員数が1万人以上のフランス企業が含ま
1013 れるので、DD規制は海外での事業活動にも及びます。
- 1014 ✓ つまり、組織的には企業集団全体の事業活動、経済的にはサプライチェーンでの取引関
1015 係によって結びついた他社の事業活動、地域的には国外での事業活動が、それぞれ親会
1016 社の管理責任に含まれるのです。
- 1017 ✓ この法律のもう一つの特徴は、「注意プラン (un plan de vigilance)」と呼ばれるデュー・
1018 ディリジェンス実行計画を立案させて、その効果的な実行を義務付けるところにあり
1019 ます。注意プランはステークホルダーとの協働で策定し、それを注意プランの実行報告
1020 書と共に公開して、アニュアルレポートにも開示することが求められます⁵⁵。
- 1021 ✓ 注意プランには、企業集団・下請業者・サプライヤーの活動から生じるリスクを特定し、
1022 深刻な人権・基本的自由・健康・安全の侵害や環境破壊を防止するためのDDプロセ
1023 スを含めなければなりません⁵⁶。
- 1024 ✓ DDプロセスは、1) リスクマップによるリスクの特定・分析・優先順位付け、2)子会
1025 社・下請業者・サプライヤーの状況を定期評価するための手続、3) リスク軽減や深刻
1026 な人権侵害・環境破壊を防止するために必要な対策、4) 発生した人権侵害・環境破壊、

図表 フランス注意義務法のDDプロセス



⁵⁴ Arnold Poitevin, *The Rise of Mandatory Human Rights Due Diligence: New regulations extend corporate liability across groups and their supply chain*, EcoVadis, p.5, <https://www.ecovadis.com/ja/library/human-rights-due-diligence/>.

⁵⁵ La loi sur le devoir de vigilance, Article 1er.

⁵⁶ *Ibid.*, Article 1er.

- 1027 それらのリスクや兆候に関する申立・通報制度、5) 実施した対策のフォローアップお
 1028 よび有効性評価のための監視スキームから構成されます⁵⁷ (図表●参照)。
- 1029 ✓ これらを一般的な DD プロセスにあてはめると、1) リスクの特定・評価、2) 子会社・
 1030 サプライチェーンの評価、3) 損害・リスクへの対応、4) 申立・通報制度の設置、5) DD
 1031 プロセスの有効性評価ということになります。
- 1032 ✓ 企業注意義務法では人権 DD と環境 DD の違いについて言及しておらず、DD プロセ
 1033 スについても注意プランへの記載事項以上のことは明らかにしていません。
- 1034 ✓ 企業注意義務法は強い法的拘束力を有しており、DD プロセスを実行しない等の法令違
 1035 反があった場合は、違反の程度等に応じて、1 千万ユーロまでの過料が科せられます。
 1036 さらに、会社の事業活動 (サプライチェーンを含む) が人権侵害・環境破壊を引き起こ
 1037 し、それが注意プランを実行していれば回避できたものである場合は、最大で 3 千万
 1038 ユーロまで過料が増額され、さらに、発生した損害に対して賠償責任を負うことになり
 1039 ます⁵⁸。
- 1040 b. スイス：RBI カウンター法案
- 1041 ✓ スイスの RBI カウンター法案はスイス独特の直接民主制によって議会での審議が始ま
 1042 った DD 規制に関する法案です。
- 1043 ✓ スイスにはスイス企業のグローバルな活動に人権尊重と環境保護を義務付けようとす
 1044 る「企業正義のスイス連合 (The Swiss Coalition for Corporate Justice)」という大規模
 1045 な市民団体⁵⁹があり、2015 年 4 月に憲法改正を求める「国民発案 (Volksinitiative)」を
 1046 開始しました。これは連邦憲法に企業責任条項を追加して、スイス企業に DD プロセ
 1047 スの適用を義務付け、当該企業が外国での直接的・間接的な活動で引き起こした人権侵
 1048 害や環境破壊に対して民事責任を課するという立法提案です。
- 1049 ✓ 国民発案はスイスの直接民主制にもとづく国民立法の手續であり、18 ヶ月間にスイス
 1050 の選挙民から 10 万以上の賛成署名を集めることで発動されます。その後、憲法改正の

⁵⁷ *Ibid.*, Article 1er.

⁵⁸ Michael Congiu, Stefan Marculewics, John Kloosterman, Stephan Swinkels, Aaron Saltzman and Lavanga Wijekoon(2017), Dutch and French Legislatures Introduce New Human Rights Due Diligence Reporting Requirements, *Insight*, March 13, 2017, Litter.

⁵⁹ 現在は 114 団体の NGO 等が参加している。詳細は同連合の Web サイト

(<https://corporatejustice.ch/coalition/>) を参照のこと。

- 1051 国民発案は連邦理事会と議会に提出され、議会は、それについて、受諾、拒否、対案作
1052 成のいずれかを選択しなければなりません⁶⁰。企業責任条項に関する国民発案は1年未
1053 満で12万署名以上を集め、その結果として作成されたのがRBIカウンター法案です。
1054 RBIカウンター法案は2018年6月に国民議会（議会下院）で可決され、現在は全州議
1055 会（議会上院）で審議中です。
- 1056 ✓ RBIカウンター法案は、企業集団の親会社である大規模会社⁶¹に対して、事業活動を展
1057 開する地域（国外を含む）での人権・環境保護規定を遵守させる目的で、DDプロセス
1058 の実行を義務付ける法案です。また、この法案のDD規制は、事業活動（国外での事業
1059 活動を含む）による人権・環境保護規定への違反リスクが高い会社にも適用されます。
- 1060 ✓ 通常は、親会社が同規制の適用対象であれば、その子会社は適用対象になりませんが、
1061 当該子会社が大規模会社に該当する中間親会社⁶²である場合や自らの子会社の国外に
1062 おける事業活動が人権・環境保護規定への違反リスクが高い場合には、例外的に適用対
1063 象となります。
- 1064 ✓ さらに、人権・環境保護規定の範囲にはスイスに拘束力が及ぶ国際的規定も含まれます。
- 1065 ✓ RBIカウンター法案の特徴は、フランスの企業注意義務法と同様に、DDプロセスの適
1066 用範囲を子会社および取引関係にある第三者の事業活動による人権・環境への影響に
1067 まで拡大する点にあり、親会社はそれらの人権侵害や環境破壊に対して民事責任を負
1068 います。そのため、子会社が国外での人権・環境保護規定に違反し、同地で生命・身体
1069 または財産に損害を与えた場合でも、その損害に関する民事責任は親会社が負うこと
1070 になります。
- 1071 ✓ ただし、そのような損害の発生防止に向けて、人権・環境保護のためにRBIカウンタ
1072 ー法案が要求するDDプロセスを実行したと証明できる場合、または、申し立てられ
1073 た規定違反に関して子会社の行為に影響力を行使できなかったことを証明できる場合
1074 は、親会社の民事責任が免責となります。
- 1075 ✓ このことは、RBIカウンター法案の人権DDや環境DDでは、それらが適切に実行さ

⁶⁰ 前掲 Web サイト (<https://corporatejustice.ch/about-the-initiative/>)。

⁶¹ 資産総額基準、年間売上高基準、年間平均従業員数基準のうちの2つが、法令で定めた基準値を超える会社のこと。

⁶² 企業集団の子会社であるが、自社の傘下に独自の企業集団を抱える会社のこと。

1076 れている限り、不可抗力によって発生した損害は免責になることを意味しており、無過
1077 失責任は問われません。

1078 ✓ RBI カウンター法案でも、フランスの企業注意義務法と同様に、人権 DD と環境 DD
1079 の違いに言及しておらず、その DD プロセスについて次のように説明します。

1080 ① 事業活動が人権・環境に及ぼす潜在的または現存するリスクを特定し、評価する。

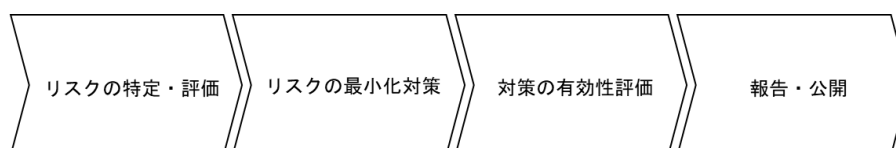
1081 ② 自社による影響力の行使能力を考慮しながら、特定した人権・環境リスクを最小化す
1082 る効果的な対策を実施し、規定違反を効果的に是正する。

1083 ③ 対策の有効性を確認し、それについて報告する。

1084 ④ DD プロセスの実行状況について報告し、それを公開する。

1085 ✓ つまり、RBI カウンター法案では、DD プロセスを、1) リスクの特定・評価、2) リス
1086 クの最小化対策、3) 対策の有効性評価、4) 実行した DD プロセスの報告と公開の 4 ス
1087 テップで構成していることとなります。

図表 スイスRBIカウンター法案のDDプロセス



1088

1089 c. ドイツ：DD 規制法草案

1090 ✓ 2019年2月に作成されたドイツのDD規制法草案は、企業にDDプロセスの実行を
1091 義務付ける最新の法律草案であり、フランス・企業注意義務法やスイス・RBIカウ
1092 ンター法案と異なって、DD規制の内容を非常に細かく規定しています。

1093 ✓ この草案が作成された背景には、最近、ドイツがUNGPの国内アクションプラン
1094 (以下「NAP」という)を採択したことがあります。同NAPは、効果的な人権DD
1095 の自主的導入をドイツ企業に求めており、ドイツ連邦政府は、大規模会社の半数がこ

- 1096 れに応じない場合、2020年までに法規制することに公言していました。そのために準備されたのがこの草案だと言われています⁶³。
- 1097
- 1098 ✓ DD規制法草案の適用対象は、大規模会社に該当するドイツ企業であり、それ以外
- 1099 に、自社または子会社が農林水産、鉱業、採石、食品、繊維、衣料、皮革、履物、電
- 1100 子機器、光学機器、エネルギー供給等の高リスク産業であるか、または紛争地域や高
- 1101 リスク地域で操業する場合⁶⁴にも適用されます。
- 1102 ✓ DD規制法草案の目的は、グローバルなバリューチェーンにおける人権尊重・環境保
- 1103 護に関して、国際的に認められた要請をドイツ企業に遵守させることで⁶⁵、同法の適
- 1104 用対象となる会社は、子会社も含めて、国外での事業活動においても同法を遵守する
- 1105 ことが義務付けられます。
- 1106 ✓ また、自社の事業活動の結果として、第三者（とくにバリューチェーンに存在する他
- 1107 社や他国政府機関）が違法に要請違反を引き起こした場合は、自社が当該違反を引き
- 1108 起こしたものとみなされます。当然のことながら、自社の製品・サービスによる要請
- 1109 違反も自社の責任になります。
- 1110 ✓ 同法は人権DDと環境DDを分けて規定を設けており、環境DDの目的には「環境
- 1111 保護に関する基本的要請の遵守」と「環境破壊（Umweltschädigung）の防止」の2つ
- 1112 を掲げています。この場合、環境保護に関する基本的要請には、1）事業活動を展開す
- 1113 る地域で適用される環境（大気、水、土壌、気候、生物多様性）の保護と天然資源の
- 1114 保全に関する法令、2）ドイツに拘束力が及ぶ国際的合意、3）最先端の国際的要請、
- 1115 のすべてを含むとされており、環境破壊は「直接的・間接的に発生する、検知可能な
- 1116 環境（大気、水、土壌、気候、生物多様性、天然資源）またはそれらの機能への負の
- 1117 変更」であるとされています⁶⁶。

⁶³ Jan-Ove Becker, Lavanga Wijekoon, Courtney Osborn, Michael Congiu and Stefan Marculewicz(2019), German Seeks to Mandate Human Rights Due Diligence for Companies and Their Global Partners, *Insight*, April25, 2019, Litter.

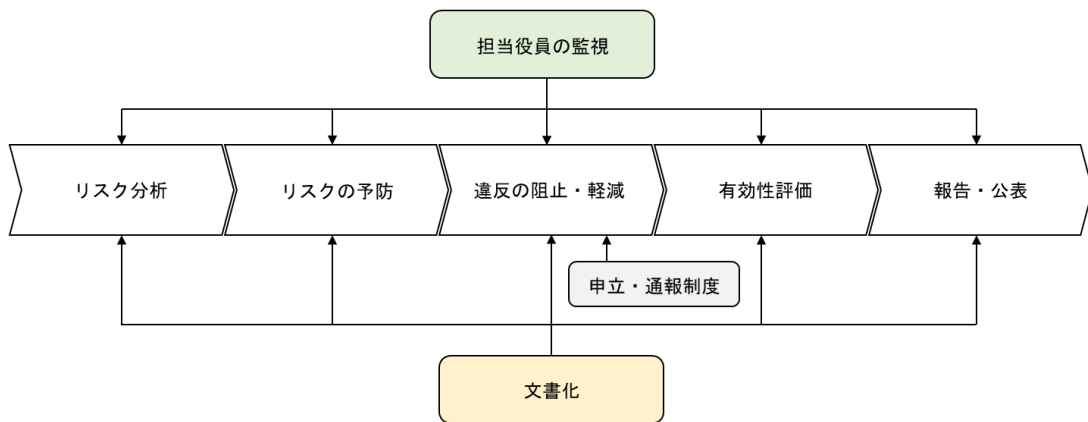
⁶⁴ 小規模会社は適用除外。

⁶⁵ SorgfaltspflichtenG, § 1.

⁶⁶ SorgfaltspflichtenG, §3(8)・(9).

- 1118 ✓ 実行が義務付けられる DD プロセスは、1) リスク分析、2) 予防手段、3) 是正手
 1119 段、4) 担当役員、5) 申立制度、6) 内部通報者の保護、7) 文書化・報告義務の 7 項
 1120 目から構成されており、それらを組み合わせると図表●のようになります。
- 1121 ✓ リスク分析には、リスクの特定・評価・優先順位付け、サプライチェーンの第三者に
 1122 による要請違反は会社の違反とみなすこと、リスク分析の反復実施と継続的な見直し等
 1123 が規定されています。

図表 ドイツDD規制法草案のDDプロセス



- 1124
- 1125 ✓ また、予防手段には、特定したリスクの予防手段を経営方針と事業活動プロセスに組
 1126 み込むこと、その有効性を評価・監視すること、従業員・取引先・社会へ予防手段を
 1127 周知すること等が含まれ、是正手段では発生した違反の阻止・軽減について規定して
 1128 います。
- 1129 ✓ 人事面では、DD 規制の遵守状況を監視する担当役員の任命が義務付けられていま
 1130 す。担当役員の資格要件、責任権限、業務内容、正当な理由のない解任禁止等に関す
 1131 る規定も設けられています。
- 1132 ✓ 申立制度については、社内申立制度の創設か外部 NGO が運営する申立制度への参加
 1133 を求めており、申立手続についても細かいルールが存在します。また、担当役員が設
 1134 置・運用する内部通報制度に関する規定も定められています。
- 1135 ✓ DD プロセスは厳格に文書化されなければならない、その実行状況を会社 Web サイト等
 1136 で社外に公表し、商法で非財務報告書の作成が義務付けられる場合には同報告書中
 1137 にも情報開示することを求めています。

- 1138 ✓ DD 規制への準拠違反があった場合は、最高 500 万ユーロの過料、禁固刑、政府によ
1139 る公共調達からの排除が行われます。
- 1140 d. DD 規制における DD プロセスの傾向
- 1141 ✓ フランスの企業注意義務法、スイスの RBI カウンター法案、ドイツの DD 規制法草案
1142 は、いずれも DD プロセスの実行を義務付けることや、その中に環境 DD を含む点
1143 で、他の DD 規制関連法と大きく異なっています。もっとも古い企業注意義務法でさ
1144 え 2017 年の制定であり、他の 2 つは最新の法案等・草案なので、DD プロセスの適
1145 用義務と環境 DD の明文化は、DD 規制法の新たな国際動向であると考えられます。
- 1146 ✓ しかし、それ以外にも、これらの法令等にはいくつかの重要な特徴が見られます。
- 1147 ✓ その一つが親会社の管理責任と賠償責任を明確に規定したことです。子会社やサプラ
1148 イチェーン上での取引関係にある第三者が原因者となった人権侵害や環境破壊は、親
1149 会社の法的な管理責任の範囲に含まれ、場合によっては、親会社に行政罰や刑事罰が
1150 下されます。さらには、その民事責任も親会社が負うことになるのです。高額な過料
1151 や禁固刑等を伴う強い法的拘束力を背景に、親会社に企業集団全体とサプライチャー
1152 ンの管理責任を付与する点は、現代的な DD 規制の大きな特徴になっています。
- 1153 ✓ また、自国企業の海外における事業活動（子会社・サプライチェーンを含む）を規制
1154 対象に含める点も、特徴の一つです。そのために、スイスの RBI カウンター法案やド
1155 イツの DD 規制法草案では、DD プロセスで遵守すべき要請の範囲に、人権尊重や環
1156 境保護に関する自国の法令等以外に、事業活動を展開する国外地域の関係法令や拘束
1157 力のある国際的合意も含めています。当然、パリ協定や SDGs もこの国際的合意に含
1158 まれると考えられます。
- 1159 ✓ これまでの DD 規制法では、DD プロセスの実行を直接求めるのではなく、その情報
1160 開示を義務付けることで、DD プロセスの実行を間接的に規制していました。そのた
1161 めに、規制対象となる企業は EU 指令が判定基準を定める大規模企業だけに限定され
1162 てきました。しかし、最新の RBI カウンター法案や DD 規制法草案では、そうした規
1163 模基準だけでなく、人権侵害・環境破壊のリスクが高い産業や地域における事業活動
1164 も規制対象にする傾向が見られます。これも最近の特徴の一つです。
- 1165 ✓ 一般的な傾向ではありませんが、注目すべき規定も散見されます。

1166 ✓ たとえば、RBIカウンター法案の免責規定です。DD プロセスが適切に実行され、そ
1167 のことが証明できる場合は、不可抗力で発生した人権侵害や環境破壊による損害に賠
1168 償責任を負わないという規定で、そこには DD プロセスの適切な実行を企業責任の解
1169 除要件と考える伝統的なデュー・ディリジェンス概念が見られます。これは、UNGP
1170 の作成過程でラギー博士が提出した準備書面⁶⁷や人権に関する法律専門家の見解⁶⁸にも
1171 共通する考え方です。

1172 ✓ また、ドイツの DD 規制法草案が、通常の DD プロセス以外に、「戦略的な事業上の
1173 決定 (strategische Unternehmensentscheidungen)」を行う前に臨時的なリスク分析を
1174 義務付けている⁶⁹こともユニークな規定です。それは、「戦略的な事業上の決定」に新
1175 事業や基本的な拡張の開始または現存事業の変更や撤退が含まれるので、従業員の経
1176 営参加制度が普及し、労使協議会で同様の会社の重要方針を従業員に説明しなければ
1177 ならないドイツの国情を特徴付けるものになっているからです。

1178

⁶⁷ John Ruggie(2008), *Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises*, John Ruggie, UN Human Rights Council, A/HRC/8/5, 7 April 2008, p.9.

⁶⁸ John Bonnitcha & Robert McCorquodale(2017), The Concept of 'Due Diligence' in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights, *The European Journal of International Law*, vol.28 no.3, p.900.

⁶⁹ SorgfaltspflichtenG, § 5(5), § 3(11).

- 1179 (2) 参考となる関連資料、ツール
- 1180 ※関連する既存ツール等の表（任意に使われているもののリストであるが内容を保証する
1181 ものではないと断り書きを入れる）
- 1182 ※各ツールの簡潔な紹介、URL を記載
- 1183 ※環境に関するものにしぼり、人権関係の DD ガイダンス類は記載しない
- 1184
- 1185 a. OECD の多国籍企業行動指針、DD ガイダンス
- 1186 (ア) OECD 多国籍企業行動指針
- 1187 (イ) 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス
- 1188 (ウ) セクター別ガイダンス
- 1189 履物・衣料、農業、採掘、金融
- 1190
- 1191 b. サプライチェーンマネジメント
- 1192 (ア) ISO 20400 「持続可能な調達－手引」
- 1193
- 1194 (イ) 「CSR 調達 セルフ・アセスメント・ツール・セット」
- 1195 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン サプライチェーン
1196 分科会
- 1197
- 1198 (ウ) 「サプライチェーンにおけるサステナビリティ診断ツール」
- 1199 環境経営学会
- 1200
- 1201 (エ) RBA Practical Guide to Implementing Responsible Business Conduct Due
1202 Diligence in Supply Chains (Practical Guide)
- 1203 RBA (Responsible Business Alliance, 旧 EICC)
- 1204 DD ガイダンスに則ったサプライチェーン DD を行うためのガイド
- 1205
- 1206 c. 気候変動
- 1207 (ア) TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) の最終報告書
- 1208 気候変動がもたらすリスクおよび機会の財務的影響の把握と開示を求める
- 1209
- 1210 d. 水資源
- 1211 (ア) Aqueduct (アキダクト)
- 1212 WRI (世界資源研究所) による世界各地の水リスク分析ツール
- 1213 <https://www.wri.org/aqueduct>

- 1214 (イ) Water Risk Filter
1215 WWF (世界自然保護基金) と DEG (ドイツ投資開発協会) による水リスク分析ツ
1216 ール
1217 <https://waterriskfilter.panda.org/>
1218
- 1219 e. 生物多様性
1220 (ア) IBAT (Integrated Biodiversity Assessment Tool)
1221 生物多様性リスクの測定ツール
1222 <https://www.ibat-alliance.org/>
1223
- 1224 (イ) FSC 認証
1225 FSC (Forest Stewardship Council®、森林管理協議会) による森林認証制度
1226 FM (Forest Management、森林管理) 認証
1227 CoC (Chain of Custody、加工・流通過程) 認証
1228 <https://jp.fsc.org/jp-jp>
1229
- 1230 (ウ) RSPO 認証
1231 RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil, 持続可能なパーム油のための円卓会
1232 議) による認証制度
1233 RSPO の原則と基準 (Principle & Criteria) に則った「P&C 認証」
1234 製造・加工・流通過程を対象に、RSPO が定める要求事項を満たしていることを認
1235 証する「サプライチェーン認証 (SCCS 認証)」
1236 <https://www.rspo.org/>
1237
- 1238 f. 化学物質
1239 (ア) 化学物質総合情報提供システム
1240 独立行政法人製品評価技術基盤機構
1241 https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
1242 (イ) 化学物質のリスク評価
1243 独立行政法人製品評価技術基盤機構
1244 https://www.nite.go.jp/chem/risk/risk_index.html
1245
- 1246 (3) 参考文献
1247 ※脚注のうち参考文献については、各ページではなくこちらへ集約する
1248